

**平成 30 年 12 月第 4 回
木島平村議会定例会 会議録**

平成 30 年 11 月 30 日 開会

平成 30 年 12 月 14 日 閉会

平成30年12月第1回 木島平村議会定例会 会議録 目次

平成30年11月30日（金）開会日	3
招集のあいさつ（村長）・諸般の報告（議長）	3
諸般の報告（村長）	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定・行政報告（村長）	6
提出議案の提案理由説明（村長）	10
提出議案の提案理由補足説明（総務課長）	11
平成30年12月11日（火）一般質問	14
4番 土屋喜久夫 議員	
①水田農業の進め方	14
②農の拠点事業の見直しを	20
③移住定住政策について	26
7番 江田 宏子 議員	
①ファームス木島平の今後の運営について	29
②放課後子ども教室（スキルアップ教室）について	34
③「子育てと教育の村」のアピールを	39
2番 勝山 卓 議員	
①行政運営について	41
②産業振興について	44
1番 吉川 昭 議員	
①高原シャトル便の状況と展望について	51
②北信地域振興局提案のツアーについて	55
③「農業と観光の村」に対する村長の考え方について	57
9番 萩原 由一 議員	
①村職員の定員について	60
平成30年12月14日（金）最終日	62
常任委員会 審査結果報告（予算決算）	62
採決	63
常任委員会 審査結果報告（民生文教・総務産業：陳情）・採決	63
追加日程 追加提出議案の提案理由説明（村長）	65
追加提出議案の採決	66
同意案件（固定資産評価審査委員会委員・教育委員会委員）・採決	68
発議・採択	70
閉会中の継続調査の申出（総務産業・民生文教・議会運営委員会）	72
閉会中の議会活動報告（議会事務局長）	73
閉会あいさつ（村長・議長）	74

※個人情報に該当する部分は、会議録と一部異なる場合がございます。ご了承ください。

平成31年12月第4回 木島平村議会定例会 会議録

招 集 年 月 日	平成30年11月30日		
招 集 場 所	木島平村役場 議場		
会 期	平成30年11月30日から平成30年12月14日まで		
会期中の休会日	12月1日、2日、3日、5日、6日、7日、8日、9日、10日 (9日間)		
応 招 議 員	森 正仁 他 8人		
不 応 招 議 員			
出 席 議 員	1 番 吉川 昭 君	2 番 勝山 卓 君	3 番 滝沢 光平 君
	4 番 土屋喜久夫 君	5 番 勝山 正 君	6 番 丸山 勝敏 君
	7 番 江田 宏子 さん	8 番	9 番 萩原 由一 君
	10 番 森 正仁 君		
欠 席 議 員			
説明のための議場出席者	村 長 日墓正博 君	副 村 長 佐藤裕重 君	教 育 長 小林 弘 君
	総務課長 武田彰一 君	民生課長 竹原雄一 君	産 業 課 長 高木良男 君
	産業企画室長 丸山寛人 君	建設課長 土屋伸二郎 君	子 育 て 支 援 課 長 山寄真澄 君
	生涯学習課長 高森喜久 君		
職務のための議場出席者	議会事務局長 土屋博昭		
	事務局職員 湯本寿男		
	” 竹内 輝		
村長提出議案項目	16件	議長提出議案項目	件
議員提出決議案項目	件	議員提出意見書案	件

議長は、会議規則第120条の規定により会議録署名議員を次のとおり指名した。

9 番 萩原由一

1 番 吉川 昭

平成30年12月第4回 木島平村議会定例会
《第1日目 平成30年11月30日 午前10時00分 開議》

議長（森 正仁 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

議長（森 正仁 君）

これから、平成30年12月第4回木島平村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

村長から「招集のあいさつ」があります。

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

村長（日墓正博 君）

本日は、平成30年12月の定例議会ということで召集いたしましたところ、全議員の皆様に参加いただき感謝を申し上げます。

そしてまた、皆さんもご存知のことと思いますが、過日に行なわれました「米・食味分析鑑定コンクール」におきまして、本村からまた金賞受賞者が出たということで、これで10年連続ということでもあります。改めて木島平米の評価を上げていただいた皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

役場庁舎の建設であります。1年後の完成を目指して現在作業を進めております。天候等にも恵まれて、ほぼ順調に工事が進んでいるとのことであります。

ただ、一方では今年は暖冬傾向ということでもあります。村では、来月22日にスキー場のオープンを予定しておりますが、スキー産業は、この地域全体の経済にとって大きなものであります。スキー場オープン前に雪が降ってもらうことを願っております。一方で、除雪に備えてその体制も整えているところであります。

今議会で上程します案件につきましては、全て予算案件であります。大きなものとなれば、今年の夏の猛暑を受けまして小・中学校へ冷房設備の設置をしたいということでもあります。快適な教育環境の中で、子どもたちが健全に育っていくことを願っているものであります。

その他の案件につきましても慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げまして、招集のあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（森 正仁 君）

これから「諸般の報告」をします。

まず、私から、9月議会定例会以降の主だったものを申し上げます。

11月8日に白馬村で「長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会総会」が開催され、関係市町村から提出された豪雪対策に関する要望事項等が採択されました。

本村議会からは、特に、冬期間における生活基盤であります道路網の整備促進に加え、通学路の安全確保を図るため、歩道の早期完成について要望し、採択されました。また、この総会での採択を受けて、11月19日、県知事と県議会議長に対し、要望・陳情活動を行ってきました。

今定例会に出席を求めた説明員は、議案表の下段に記載の理事者等ですので、ご了承ください。

「例月出納検査及び定期業務監査報告書」は、お手元に配布のとおりです。

次に、日碁村長からありましたら報告願います。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、議会との申し合わせに基づき、平成30年9月第3回木島平村議会定例会における常任委員会審査報告書の審査意見・要望事項等に対する村の対応についてご報告を申し上げます。

最初に、「予算決算常任委員会」であります。

ご意見としまして、「税務確定申告用のパソコン増設が計上されているが、電算委託業者のシステム運用誤りから介護保険料の誤徴収が発生した例があるので、導入にあたっては十分なチェック及びシステムの習熟に努められたい」というご意見であります。導入する機器につきましては、現在使用しているシステムをそのまま使用するもので、使用にあたっては各業務の処理や課税計算においてシステムに依存することなく、人の目でも必ずチェックするよう努めてまいります。税業務に限らず、電算処理システムの利用には、今後とも細心の注意を払い、職員の知識研鑽に努めてまいります。

次に、「アンテナショップ新鮮屋のポスレジ購入補助金が計上されているが、新鮮屋の今後の在り方についても早急に検討されたい」というご意見であります。アンテナショップ新鮮屋については、京王線の地下鉄化に伴い、調布駅周辺の状況が大きく変化しております。現在の店舗の賃貸借契約は、平成33年3月末までとなっておりますので、店舗運営を継続しながら平成33年4月以降のアンテナショップの在り方について検討を進めてまいります。

次に「観光施設特別会計で経営戦略策定委託料が計上されているが、委託にあたっては、観光振興に活かせる経営戦略を策定し、事業の振興を図られたい」というご意見であります。平成28年8月の観光基本計画策定委員会から報告のあった「観光施設の現状と課題」を参考基礎資料としたうえで、今後の観光施設維持管理に向けての方向性を導き出してまいります。

次に、「住宅等活用事業補助金の増額補正が計上されたが、補助金全般について、年度途中で多額の追加補正がないよう要綱等の運用について検討されたい」というご意見であります。若者の早期の定住は、村内の高齢化の抑止となり、村内に資産を築くことは、長期的な視点では税収面でもプラスになります。

しかしながら、住まいづくり促進事業は、申請者である若者の経済状況や住宅事情により、必ずしも計画通りといかない場合が多く、予算編成時には村内の新築や増築の状況を把握することは困難であります。

また、本事業では年度間で件数に幅があるため、当初予算では新築1件、増築1件としており、その年度の申請状況に応じて補正対応とするということにしております。

次に、「保育士の加配にかかる増額補正が計上されているが、子どもたちの多様な個性や能力を十分伸ばせるよう、保育士・教員等の専門的研修によるスキルアップを図られたい」というご意見であります。子どもそれぞれの特性への具体的な対応、また保護者への支援方法等、研修を通じて職員全体の資質向上が図られるように、引き続き各種専門研修を経験年数等に合

わせて計画的に受講できるように努めてまいります。

次に、「地域の安心、安全のため消防団の果たす役割は大きい。一方、消防団員を取り巻く環境は変化してきており、団員の負担軽減が着実に図られるよう取り組まれない」というご意見ですが、消防団員の負担軽減については随時見直しをしておりますが、今後も常に団員の現状と団員本人や家族の要望等を把握しながら、可能な範囲で着実に軽減を進めてまいります。

続いて、「近年、大規模災害が多数発生していることから、自主防災組織の立ち上げや地区避難計画の策定を早急に進められるよう指導強化を図られたい」というご意見ですが、災害時の避難については、地域や災害の種類によっても避難の方法が違います。区長会等を通じて、区が主体となった安全に避難できる体制づくりができるよう支援を進めてまいります。

「村づくり支援金事業については、事業報告会等により事業や活動が広く村民に周知されるような機会を設けられたい」というご意見ですが、地区や団体が実施する事業については、その事業内容や効果を広く村民に理解されるよう、機会をとらえて周知に努めてまいります。

次に、「昨年まで実施していた健康アカデミー事業は、健康づくりや介護予防として効果が期待されていた。効果の持続性を保つため、生涯学習課と連携した取り組み等を引き続き進められたい」というご意見ですが、運動を中心に進めてまいりました健康アカデミー事業は、健康づくりや介護予防としての効果が期待されていることはご指摘のとおりであります。特に、生活習慣病予防や介護予防のために、運動を習慣化することが最も重要と考えておりますので、こうしたことを念頭に置き、事業の継続に向けて検討を進めてまいります。

次に、「高原シャトル便については投資効果を検証し、カヤの平高原のPRや運行ルート等、利用者増につながるような検討をされたい」というご意見ですが、平成28年から4年間を試験的運行期間としております。1年毎の事業総括に加え、最終年度となる平成31年度では全体総括を行い、今後の方向性を決定してまいります。

次に、「中高年の独り身は健康面でも精神面でも将来に向けた不安が大きいため、その対策を講じられたい」というご意見ですが、中高年の皆様を対象に、価値観を共有できる生涯のパートナーと巡り合うための出会いの場を今年度1回設けましたが、今後、さらに回数を重ねられるよう検討を進めてまいります。

次に、「決算に際しては、次年度以降の事業展開につながるよう、各事業の課題を把握し、改善に向けた検討をされたい」というご意見ですが、各事業の実施にあたっては、常に計画を熟知し見直しを重ねて、課題や成果、改善方法等を職員が共有するとともに関係者の意見を聞きながら、次年度以降もより効果的な事業展開につながるよう努めてまいります。

諸般の報告については、以上であります。

議長（森 正仁 君）

教育長からありましたら報告願います。

教育長（小林 弘 君）

はい、議長。ありません。

議長（森 正仁 君）

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番、萩原由一君、1番、吉川 昭君を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から12月14日までの15日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。
従って、会期は、本日から12月14日までの15日間に決定しました。
日程第3、「行政報告」を行います。
村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
日基村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

それでは、議案の審議をいただきます前に、第3回木島平村議会定例会以降、現在までに推移してまいりました村政の経過について、その概要を申し上げます。

まず、総務課関係についてであります。役場新庁舎建設については、9月25日の議会臨時会におきまして、工事請負契約の締結の議案を議決いただき、10月15日には議員の皆様にもご出席をいただき起工式を行いました。平成31年11月末竣工に向けて工事着手をしております。工事期間中は、役場への往来の際や付近の皆様にもご迷惑をおかけしますが、細心の注意を払いながら進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

10月6日には、調布市グリーンホールにおいて「第19回木島平い～なか交流フェスタ in 調布」を開催いたしました。およそ400人の皆さんが来場されました。今年は、鬼島太鼓の演奏と、中学生ダンスチーム「ビートハーツ」の演技に加えまして、調布市の小中学生を中心としたダンスチームの演技を披露していただき、村と市の両チームのコラボによるダンスも実現し、会場は熱気に包まれておりました。調布市の皆さんには木島平村を知っていただく良い機会として開催しておりますこのイベントは、来年度以降も大勢の市民の皆さんに参加をいただけるよう、内容を工夫し、充実させながら継続してまいりたいと考えております。

次に、民生課関係について申し上げます。

まず、保健関係では、7月から行ってきました今年後のセット検診が11月6日をもって終了いたしました。各地区の保健指導員の皆さんに申込みの取りまとめの際に受診の呼びかけを行っていただいたり、未受診者へのハガキによる受診の呼びかけを行ったりした結果、検診受診者数は699人となり、昨年より27人の増となりました。その中でも特定健診受診者は463人となり、昨年より31人の増となりました。

一人でも多くの方に検診を受けていただくよう、今後、さらに取り組みを進めてまいります。

次に、福祉関係であります。老人週間に合わせ、9月16日と17日に、今年度、米寿を迎えられる43名の方々のお宅を訪問させていただきました。

いずれの皆さんも戦後の混乱期を乗り越えてこられ、村の発展に多きな貢献をされた方々であり、敬意と感謝を表させていただきました。

また、11月7日には、戦没者・満州開拓殉難者追悼平和祈念式を、ご遺族やご来賓、木島平中学校2年生の生徒、村民の皆さんなど、119人の方々にご参列いただき開催いたしました。

広島原爆投下時の自らの被爆体験や核兵器廃絶に向けた取り組みについての講演に続いて、

広島平和祈念式に参加した中学校生徒による平和学習発表を行っていただきました。戦没者の御霊に追悼の意を表し、平和の大切さを改めて心に刻んだところであります。

次に、産業課関係について申し上げます。

農林係関係については、今年の北信地域の米の作況指数は、高温少雨の影響もあり、10月15日現在で「97」という結果となりました。これは、高温育苗における苗の徒長による分けつ減少と出穂前の干ばつによる稲及び粃の発達不良、加えて登熟期間の低日照及び高温による消耗が原因であります。これに関連して、今夏の渇水状況を受けて今後の渇水時対策を円滑に促すために、11月22日、今夏の渇水被害が極めて深刻であった地区、耕作組合等の関係者にお集まりいただき、現状の把握と課題について協議をいただいたところであります。今後は、課題解決に向けた更なる協議・研究をしてまいります。

次に、荒廃地対策では、国の「荒廃農地等利活用促進事業」を活用した農地再生事業では、0.8haの農地再生を実施し、そばの作付けを行っております。

農業振興公社でのそばの作付面積は、全体で26haとなり、10tの収穫となりました。作付けに適する土づくりにも考慮し、適期の播種や刈り取りをはじめ、次年度以降の増産につながるよう検証を行ってまいります。

有害鳥獣対策では、捕獲実績は、クマ4頭、イノシシ9頭となり前年を大きく上回りました。状況的には、集落電柵の張られていない西町、中町地区での出没、被害が多く確認されており、出没範囲は拡大してきています。

次に、商工観光関係では、交流事業・誘客事業について、東京都調布市、板橋区、静岡県袋井市をはじめとする交流都市のイベント8事業に10月から参加し、農産物の販売を通じて木島平村の魅力をPRしてまいりました。今後も積極的に交流事業へ参加し誘客に努めてまいります。

山岳高原観光を推進するためのカヤの平高原・秋山郷シャトル便については、昨年の利用実績176人に対して266人となり、150%の増加となりました。加えて村が独自に進っております北ドブ湿原散策、大滝散策オプションツアーも44人の受け入れ実績でありました。

また、関連するカヤの平高原キャンプ場は、対前年比103%、ロッジについては、同91%の実績でありました。いずれも次年度に向けて課題等を整理し、万全の運営体制を整えてまいります。

工事関係では、スキー場第7リフト撤去とゲレンデ造成作業は9月に竣工したほか、やまびこ駐車場の全面舗装改良工事は11月15日に、パノラマランドビタミンレストラン床の絨毯敷設工事についてもスキー場オープン日までの竣工を目指し、現在、作業を進めているところであります。

今シーズンのスキー場営業については、オープンは12月22日の土曜日を予定しております。12月18日には安全祈願祭を取り行います。スキー場開設55周年の今シーズンは、記念リフト券の販売や杵にベントの開催等を計画しているほか、こども広場、そりコース、山頂カフェ等の充実を図り、シーズンインから多くのお客様のご来場に期待をしているところであります。

なお、村の観光業と農業、商工業を結び付け、村内の産業振興を担う「一般社団法人木島平村観光振興局」が11月1日に設立社員総会を開催いたしました。観光関連事業者、商工業者、農業者など関係者が一丸となって「観光地域づくり」を進め、地域経済を活性化していこうとする取り組みで、理事には村、木島平観光株式会社、商工会、JAながのなど12団体の代表者に就任いただきました。今後は、誘客宣伝事業、情報発信機能の強化や新たに取り組む旅行事業等を通じて観光を手段とした地域活性化に期待をしております。

次に、産業企画室関係について申し上げます。

農の拠点施設については、7月20日のリニューアルオープン以降多くの皆様にご利用いた

だき、農業振興公社において運営を進めてまいりました。10月末までの約3か月間の運営状況については、夏のトップシーズンを含んでおりますので、厳しい状況ではありますが、概ね計画通りに進んでおります。

また、12月からは各店舗の定休日を月曜日に統一し、運営を進めてまいりました。

冬期間については、近隣の道の駅や直売所も大変厳しい状況ですので、今後も関係者一丸となって取り組んでまいりますので、多くの村民の皆様のご利用をお願い申し上げます。

ブランド確立事業につきましては、木島平村米のトップブランドとして村が推進しております「村長の太鼓判」が平成30年産も関係農家の皆様のご努力により出荷を終了しました。約400俵が商品として10月20日から販売を開始しております。

道の駅や都市イベントでのPRを積極的に進めながら全量早期完売を目指し、関係者と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

今年で第20回を迎えた「米・食味分析鑑定コンクール国際大会」では、全国で5,717点の出品があり、国際総合部門において金賞2人、特別優秀賞2人、認定農業者部門で金賞1人、特別優秀賞1人、若手農業経営者部門特別優秀賞1人、小学校の部門で木島平小学校が特別優秀賞を受賞いたしました。改めて受賞された皆様にお祝いを申し上げるとともに、木島平米のブランド化に取り組んでいただいている多くの農家の皆様に感謝を申し上げます。

なお、本年の結果により、平成21年から木島平米が10年連続金賞受賞となりました。素晴らしい快挙であり、村としても関係者と協力しながら一層PRを推進していきたいと考えております。

ふるさと納税推進事業につきましては、10月末現在2,100万円ほどの納税をいただきました。前年比133%で推移しております。今後さらに具体的な目的のふるさと納税メニューを追加するなど、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

移住定住推進事業につきましては、庚、大町にある2棟の田舎暮らし体験住宅で27組10泊の利用がありました。首都圏や関西地区での長野県主催のセミナーへ参加するとともに、12月には近隣3町村共催により初めて東京でセミナーを開催する予定としており、今後も移住定住推進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、建設課関係について申し上げます。

本年度新たに購入したロータリー除雪車は、11月20日に納車となりました。

夏の猛暑により、路面が隆起した村道762号線、馬曲無散水消雪道路の修繕につきましては、本日竣工の予定で工事を進めております。

県事業の主要地方道飯山野沢温泉線の中村地区の無散水消雪施設の修繕は、放熱管の入れ替え及び舗装の打ち替え工事60mの区間が12月中旬竣工の予定で工事を進めております。

工事期間中は、大変ご不便をおかけしておりますが、ご協力をいただいております関係各位に感謝を申し上げます。

地籍調査事業は、今年度現地調査を行った往郷3区については、11月上旬に測量を終え、国への認定請求を行う穂高10区・往郷1区の本閲覧を11月12日に終了したところであります。

測量・本閲覧へのご協力をいただきました関係各位に感謝を申し上げます。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

子育て支援課についてであります。

本年5月、新潟市における下校中の児童が殺害される事件、6月大阪府北部で発生した地震により登校中の児童がブロック塀の倒壊下敷きとなり死亡する事故と、登下校中の児童の尊い命を奪う痛ましい事件・事故が連続して発生いたしました。

このような事件・事故に、本村小中学校児童生徒が巻き込まれないように、登下校時における安全確保を確実に図るために、通学路における木島平村緊急合同点検を9月27日に行いま

した。当日は、北信建設事務所、飯山警察署、交通安全協会、小中学校、PTA、学校運営協議会、役場担当課の各関係者にお集まりいただき、村内の防犯、交通安全上の危険箇所、併せてブロック塀の点検を実施いたしました。

点検結果を受けて10月24日に各関係の代表者による会議を開催し、通学路の現状と課題、その対策について検討を行い、会議でまとめた対策案については、各機関で検討し、すぐにできるものは早急に実施することとし、その実施状況について、来年4月に開催する検証会議において、確認することとなっております。

森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク設立総会が10月22日に東京大学安田講堂で行われ、全国から16都道府県、94市町村とともに参加自治体として出席いたしました。

この会の設立の目的は、「森と自然を活用した保育と幼児教育が子どもたちのしあわせな基盤であることを全国各地の自治体と共有し、森と自然を活用した保育と幼児教育の質の向上と充実のための情報発信、各種調査、指導者の人材育成、国への提言等を共同して取り組むことを目指す」としております。

本村のおひさま保育園においては、日頃から恵まれた自然環境や地域資源を活用した育ちや学びが実現される保育を行っており、本ネットワークに加盟し、さらなる森と自然を活用した保育・幼児教育の質の向上に取り組むたいと考えております。

次に、生涯学習課関係について申し上げます。

第53回を迎えた「村民運動会」は、10月14日に開催をいたしました。1日開催を半日の開催とし、また、種目の年齢制限を緩和してから2回目となりました。

昨年の運動会は、降雨のため途中で取り止めとなりましたが、今年は好天に恵まれ全種目に800人余の皆さんが出演され、真剣に取り組んでいただき、幅広い年齢層で交流を深めることができました。

なお、アンケートをいただいておりますので、その結果を参考に、来年度以降の開催についての検討を進めたいと考えております。それぞれ、運営・設営にご協力をいただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

また、10月27日開催の「第39回村民祭」には、子どもからお年寄りまで大勢の皆さんにご来場いただきました。恒例の商工祭や農協祭、社協ふれあい広場、各種展示や芸能発表会等、とてもにぎやかな催しとなりました。改めて村民の皆さんのパワーを感じるとともに、ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

次に、人権推進室関係について申し上げます。

11月3日に開催しました「第42回差別をなくす村民大会」には、230人余の村民の皆様にご参加をいただきました。

雪ん子人権推進委員会による活動発表、雪ん子人権子ども会118人による「ビリーブ」と「スマイルアゲイン」の合唱に続き、作家、詩の道化師として活躍されているドリアン助川さんを講師に、小説「あん」で描いたハンセン病快復者とのエピソードを交えながら、わかりやすく公演をいただき、人権尊重の大切さについて改めて確認をする機会となりました。今後も差別のない明るい社会実現のために、ご理解とご協力をお願いいたします。

今年もインフルエンザの流行が始まっております。特に、65歳以上の高齢者の皆さんは罹患すると重篤化する恐れがあることから、接種費用の一部を村で助成しておりますので、大勢の皆さんに接種していただくようお願いいたします。

また、昨年に引き続き、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、お子さんへのインフルエンザ予防接種費用の一部を助成しております。対象は生後6ヶ月から中学生までのお子さんで、今年度は1人当たり1,500円を2回助成いたします。助成対象期間は10月1日から来年1月末までとなっておりますので、ご利用いただき、予防に努めていただくようお願いいたします。

以上、第3回定例会以降における村政の主要な施策の経過と今後の対応について申し上げます。

議員各位はじめ村民の皆様には、村政に対して深いご理解と一層のお力添えをお願い申し上げます、行政報告といたします。

議長（森 正仁 君）

これで行政報告を終わります。

日程第4、議案第71号「平成30年度木島平村一般会計補正予算第6号について」の件から、日程第10、議案第77号「平成30年度木島平村水道事業会計補正予算第2号について」の件まで、以上、予算案件7件を一括議題とします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、上程いたしました案件について提案説明をさせていただきます。

全て予算案件であります、議案第71号「平成30年度木島平村一般会計補正予算第6号」であります。

歳入歳出にそれぞれ9,026万8千円を増額し、総額を35億3,018万3千円とする補正予算であります。

歳出の主な内容は、冷房設備対応臨時特例交付金と学校教育施設等整備事業債を財源として利用しまして、小中学校の全ての普通教室、特別教室に冷房設備を整備する予算を計上いたしました。

また、民生費では、灯油の価格が高騰していることから、独居高齢者等への助成費を予算化し、飯山赤十字病院の医師への研修資金を1市3村で負担する必要額を計上しました。

選挙費では、来春の県議会議員選挙の本年度に必要な経費を計上し、徴税费では地方税共通電子納税システムのための改修費を計上した他は、これまで進めてきました本年度の各事業の精算を見据えての過不足について調整をしたものであります。

歳入については、小中学校の冷房設備整備の補助金の他、進めてきました各事業の現在までに決定している国・県の補助金額の調整を行い、不足する一般財源は普通交付税を増額して調整をいたしました。

次に、議案第72号であります、「平成30年度木島平村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」であります。

歳入歳出にそれぞれ162万3千円を減額し、総額を5,439万3千円とする補正予算であります。

本年度の広域連合への保険基盤安定負担金の額の確定により、歳入の繰入金と歳出の負担金をそれぞれ162万3千円減額する補正であります。

次に、議案第73号「平成30年度木島平村国民健康保険特別会計補正予算第2号」であります。

歳入歳出にそれぞれ282万7千円を追加し、総額を5億3,964万3千円とする補正予算であります。

退職被保険者の療養給付費と高額療養費が伸びたことによる保険給付費の増額を行うものが主な補正で、一般会計と基金からの繰入れを財源とするものであります。

次に、議案第74号「平成30年度木島平村介護保険特別会計補正予算第3号」であります

が、歳入歳出にそれぞれ15万9千円を追加し、総額を5億7,449万7千円とする補正予算であります。

介護保険事業による要介護者の住宅改修の件数が増えたことにより増額を行うもので、歳入は事業に係るそれぞれの財源を増額しております。

次に、議案第75号「平成30年度木島平村下水道特別会計補正予算第2号」であります。歳入歳出にそれぞれ956万5千円を追加し、総額を3億7,386万6千円とする補正予算であります。

内容は、施設維持管理費では落雷によるポンプ場通報装置の故障と、浄化センターの脱水機の故障による修繕費を増額するものが主な補正です。歳入は、落雷によるものは共済保険金を見込み、浄化センターについては一般会計繰入金を増額いたしました。

次に、議案第76号「平成30年度木島平村高社簡易水道特別会計補正予算第3号」であります。歳入歳出にそれぞれ2,105万8千円を減額し、総額を3,097万1千円とする補正予算であります。

内容は、牧の入り地区の配水管敷設工事を来年度に送ったため、事業費総額とそれぞれの財源を減額する補正であります。

続いて、議案第77号「平成30年度木島平村水道事業会計補正予算第2号」であります。内容は、現在の企業会計システムの更新を当初計画いたしました。高社簡易水道や下水道を含めて公営企業法適用化する年度を定めた国のガイドラインが決定していないため、次年度以降に送ることとし、総額648万円を減額する補正予算であります。

説明は以上であります。

総務課長から補足説明を行います。

議長（森 正仁 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

村長の説明に補足をしまして、一般会計の予算書に沿って説明をさせていただきます。

それでは、一般会計補正予算書13ページ、歳出をお願いいたします。

13ページの総務費であります。

ちょうど中段に「文書費」でありますけれども、文書費の委託料64万8千円につきましては、会計年度任用職員制度移行に伴います条例等の例規の整備の支援業務としての委託料を今回計画させていただきました。

その一番下の総務費の「徴税费」であります。徴税费の負担金ということでもありますけれども、先ほど村長の説明にありました全地方団体によります電子納税システムが稼働いたします。それに伴うシステムの改修費であります。

次の14ページをお願いします。

上段の戸籍住民基本台帳費でありますけれども、委託料と負担金の同額の増減は、元号改正によりますシステム改修費であります。当初予算の委託費で計画しておりましたが、自治振興組合が一括して契約をし、村としては共同化の参加団体が負担金として納めるということになりましたので、委託料を減額して負担金に振り替えるものであります。

下段の選挙費であります。執行そのものは平成31年でありますけれども、本年度必要でありますポスター掲示場の設置であるとか入場券の印刷等、本年度に必要な額を補正予算として計画をいたしました。

次に15ページをお願いします。

一番上の国保会計繰出し金、それから2段目の老人福祉費の一番下の後期高齢繰出し金の増減につきましては、それぞれ特別会計への繰出し金を特別会計の補正予算と併せて増減をしております。

真ん中の老人福祉費でありますけども、真ん中でありまして。老人施設保健事業ということで、96万7千円の減額をしております。養護老人ホーム入所者の死亡に伴う委託料の減額であります。

次に16ページをお願いします。

一番下でありますけども、農林水産業費の農業費の一番右側に農業担い手育成事業は、150万円減額ということであります。新規就農者の研修補助金について、当初予算で1名分計画をしておりましたが、本年度、この時点で補助対象者がいないためにそのものを減額するものであります。

次に17ページ、ちょうど中段、ふるさと納税事業の減額240万円と、その下の木島平ブランド確立事業240万円増額については、歳出する科目の振替であります。

上段のふるさと納税化推進事業の役務費196万円の増額でありますけども、返礼品の送料の増額による補正であります。

一番下、有機センター管理運営事業であります。修繕費を当初予算で計画をしていましたが、31年度に実施いたします劣化診断の調査の結果を見て、その分は31年度修繕工事を実施するというので、躯体（くたい）に関わる部分について減額するものであります。

次に18ページをお願いします。

真ん中の観光費でありますけども、額が大きいものは地域おこし協力隊ということで減額211万円であります。任期途中で退任されたということでそこに係る費用を減額しております。

次に19ページをお願いします。

3段ありますけども、一番上、一番下の下水道の繰出し金815万9千円につきましては、下水道会計の事業の増額に伴う一般会計からの繰出し金の増額であります。

後は細かなものなので省略をさせていただきます。

次に20ページをお願いします。

上段の土木費の住宅費です。一番右側の説明欄2段目、住宅等活用補助金ということとで245万円の減額を行っています。この中には屋根の無雪化でありますとか耐震の改修工事とか、賃貸住宅の建設費の補助金、総額で245万円を当初予算で見込んでおりましたが、いずれも申請がないということで、ここで総額を減額いたします。

その下の消防費であります。非常備消防の右側の報償金90万円の減額につきましては、消防団員の本年度退職した退職報奨金の精算によります不用額を減額します。

その下、消防施設費であります。消防費の負担金ということで、牧の入り地区の水道管敷設に伴う消火栓設置負担金を本年度計画いたしましたのですが、牧の入地区の配水管そのものが翌年度に持ち越しをしたために、ここにかかる費用も減額をして翌年度に備えるための減額であります。

次に21ページ、先ほど村長が申し上げましたが、3段目、教育費の小学校費の設計施工管理費と新設工事費の4,575万4千円と、次のページの中学校費の4,138万6千円につきましては、冷房設備の整備に係る設計費と工事費であります。

次に23ページが一番下、災害復旧工事であります。

平成29年に発生をしました農地災害復旧の工事そのものの精算によるものであります。全体事業費が減額となりましたもので、工事費と地元への補助金をそれぞれを減額する総額であります。

歳出については以上でありますけども、歳入はそれぞれの事業費の特定財源については増減

を行っていますが、その他不足する一般財源は村長が説明したとおり3,619万4千円を普通交付税の増額で調整しております。

以上であります。

特別会計については、村長の説明のとおりです。

議長（森 正仁 君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第71号から議案第77号までの予算案件7件については、会議規則第39条の規定により、お手元に配布しました「議案付託表」のとおり所属の委員会に付託します。

また、陳情についての委員会付託は、お手元に配布しました「文書表」のとおりです。

委員会審議につきましては、委員会の日程でお願いします。

付託された事項については、12月13日午後4時までに報告を取りまとめてください。

直ちに印刷を行い、12月14日の本会議で議題にしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

（散会 午前10時55分）

平成30年12月第4回 木島平村議会定例会
《第2日目 平成30年12月11日 午前10時00分 開議》

議長（森 正仁 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

議長（森 正仁 君）

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順序については、議会運営委員会において抽選のとおりです。

4番 土屋喜久夫 君。

（「はい、議長。4番。」の声あり）

（4番 土屋喜久夫 議員 登壇）

4番 土屋喜久夫 議員

発言を許されましたので、12月定例村議会行政一般質問のトップバッターを努めたいと思います。

毎回申し上げておる通りであります。生中継という画期的な手段を先進的に取り入れた本議会であります。多くの村民の皆さんが自宅に居ながら傍聴という手段があります。質問・答弁とも、より丁寧に分かりやすい議論を展開して、村民の皆さんに村政の進み方をご理解いただく大変重要な機会でありますので、この一助となればと考えております。

それでは、通告に基づきまして「水田農業の進め方」、「農の拠点事業の見直しを」、「移住定住政策について」の3点について質問をさせていただければと思います。

まず、第1点目の質問であります。

「水田農業の進め方」ということでもあります。

先日、岐阜県で行われました「第20回米・食味分析コンクール国際大会」に、村内の米農家の皆さんが村の薦めによりまして多く出品されました。

結果として多くの入賞があり、今年から前年度より若干増えたようではありますが、10年連続の金賞獲得という栄誉を浴したことは、米を主産業とします村としても喜ばしいことだと思っておりますし、関係の皆さんのご努力に敬意と感謝を申し上げたいと思います。今後も適正な栽培管理・販売等で地域ブランドを守っていかねばならないだろうと思うところであります。

さて、本年から国の生産調整を廃止しまして、県が農家ごとの「目安」を示し、昨年12月の定例会でも「全面的に主食米の主産地として展開してはいかがか」という質問をしたわけですが、村長からは「米価の下落にならないよう、村も協調して生産調整に取り組む」という返答をいただいております。

また、本年3月定例会の「行政報告」では、県の農業再生協議会で木島平村の作付け目安、要するに作っても良い数量であります。2,108t。俵数に換算しますと3万5,133俵余りです。面積換算では、前年度比100.2%ということで、371haを各農家に作付けのお願いしていくということでありました。371haということになりますと、村の水田面積は596haでありますから、この3分の2まで作って良い、逆に言いますと3分の1は良質米の産地でありながら作ることができないという現実があります。ただ、水田の中

でも山間部の荒廃地もあるわけであります。これを除外しましても、3割の圃場で主食米が作れないということであります。毎年、米の消費が下がっております。経済の原則であります需給バランスから考えますと、昨年並みの作付け目標が確保できたということは、行政の大きな努力であろうと評価をするわけでありますが、反面、数量と面積から換算しますと10aあたりの収量が568kg、9.5俵で換算されているということであります。極めて木島平の実態と離れた積算基準になっている気がしているわけであります。木島平で生産された全ての米が表（おもて）に出ている数字ではありませんので、難しいとは思いますが、実感でいきますと反別8俵から9俵でありまして、今年米が取れなかったわけでありまして、仮に9俵で換算しますと439haという計算になりますので、割り当てよりも68ha多く作付けができる換算になるわけであります。この計算式が実態とかけ離れているということをいつも感じているわけでありますが、関東農政局の長野拠点がこのような数字を出してありまして、ずっと生産調整を続けるということになりますと、これが基準になっていくわけでありす。この辺についても、村として改善できるのかどうかをご検討いただくことが必要なのではないかなということであります。

ただ、生産現場からの声としまして、各農家の感想として「加工米の割り当てが大幅に増えている」というようなことが聞かれます。それぞれの農家の皆さんのところにお邪魔をすると「どうなっているのか」という問い合わせのある状況であります。収量、それから面積とも前年度同様でありながら、このような現象が出てきています。

昨年度同様の発言をいたしましたけれども、1点目としまして「農家ごとの配分方法についてはどのような積算をされているのか」。

それから、「農家の調整面積の最大面積・最小面積及び作付面積に対する比率」。額縁の調整は少ないでしょうから、筆ごとなり田んぼごとの生産調整となり、当然、比率は違ってくるだろうと思いますが、これの最大と最小はどうなっているのか。

前段申し上げましたように、「俺のところだけ増えているよ」というような農家の感想もあります。農家の不公平感をどう払しょくしていくのか。

この辺をクリアしていかないと、調整に協力はできないよというような状況が生まれるのではないかという懸念をしています。

また、農業を基幹とする村の政策であります。現状は水稻一辺倒ということで、新規作物の検討はいろいろと進んでいますが、まだまだ大規模農家のところでは、多角的なところまで取り組めない、水稻プラス賃金収入というような農家が多いわけであります。

ただ、今年の天候不順による豊作・凶作、今後懸念されます米の価格変動等、リスク管理が若干薄いのではないかという心配をしているわけであります。農業経営そのものについては、各農業経営者の戦略であり、田植えと稲刈りの間の野菜や花卉（かき）などの多角経営、農業以外の現金収入など、先ほど申し上げましたように、経済を考えておられるわけでありますが、農業を基幹とする政策に次の一手として「再圃場整備」、これも何度もこの場で質問をしているわけでありますが、確実に農相の担い手が減少している現状であります。機械化での規模拡大は避けて通れない現状であります。圃場整備が終わりまして、年月が経過し、水利や暗渠（あんきょ）などが不具合の圃場が多く散見されます。また、もし畑作等の転換ということを考えられたときに、排水機能の向上、遊休農地の畑地について、今そば栽培ということに取り組まれているわけでありますが、傾斜の圃場では最終の刈り取りのコンバインが斜めになってしまっていて、極めて効率が悪い収穫になっているという現実もあります。

総理大臣を本部長とする地域の活力創造本部「農林水産業プラン」がこの11月27日に改定をされて発表されたことについては、当然周知のことと思いますが、資料の中で農地中山間管理事業5年後の見直し等については、担い手の不足する中山間地域、畑地化を進めた基盤整備の活用など総合的な対応が必要と記載されています。地権者が将来の投資になかなか踏み切れ

ない現状の中で、今、地権者の同意なしで中間管理機構が圃場整備できるというような条件が出てきています。基幹的な農業政策を守るために再圃場整備の考え方については、昨年3月にも質問をしておりますけれども、同じ質問をさせていただきたいと思っております。
よろしく申し上げます。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、土屋議員の水田農業と言うか、主には生産調整に関わるご質問でありますがお答えしたいと思います。

国によります生産調整が終わり、初年度ということでもあります。そんなことで、これからどのように情勢が変化していくのかはなかなか見通せない状況ではありますが、今年の作付けについては、生産調整の目標を達成ということで感謝を申し上げたいと思っております。

村とすれば、米は村のトップブランドということで、これからも米農家の皆さんとともに、一層のブランド化、そしてまた農家所得の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

主に作付けの配分等、具体的なお質問でありますので、担当課長から答弁いたします。

議長（森 正仁 君）

高木産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高木良男 君」登壇）

産業課長（高木良男 君）

それでは、土屋議員の水田農業の関係のご質問に対する答弁をさせていただきます。

まず、米の生産調整関係のお話でございました。

米の需要量は、食の多様化や少子・高齢化による人口減少などにより年々減少しております。全国の需要見通しではこれまで毎年8万tの需要が減少するとされておりましたが、今後は10万トンの減少が見込まれております。これは、人口問題等々も絡みながら、人口が減少しているということに関係しております。

米の需要を均衡させ、米価の大幅な下落を防ぐためには、主食用米の需要に見合った適正生産を的確に推進することが必要とされているところでございます。

昨年、平成30年以降の米政策について国は、行政による生産数量目標の配分に頼らず、産地が主体的に作付けを判断できるようにと、引き続き供給見通し等の情報提供を行うことといたしました。こうした国の方針を踏まえ昨年12月21日に開催されました長野県の農業再生協議会から生産者をはじめ関係機関、団体等が一丸となって主食用米の適正生産を推進しようということで、市町村地域別の米の生産数量目安値が示されたわけでございます。

村の農業再生協議会では、今年3月19日の総会を経て、こうした国と県の取り組み方針に基づき、関係機関による連携のもと、引き続き需要に応じた生産が適正に図られるよう農業者へそれぞれ生産数量の目安値を提示させていただいたところでございます。

村の平成30年生産調整の実績は、地域間調整を含む目標値403haに対して作付面積401haという結果となり、村全体としては目標の生産調整を達成することができました。こ

これは各農家による加工用米、これは30haであります、加工用米のほか、JAが中心となり米の生産状況に応じて地域間調整を行った結果であると考えております。JAの地域間調整の数字は、32haでございます。

米価の下落を防ぎ、安定した農業所得を確保するため、今後も生産調整は全ての農業者が協調して取り組むとともに、農業者、JA、行政のきめ細かな対応に努め、農業者の理解と協力のもとに、米の需給バランスを見据えた適正生産を進める必要があると考えております。

それでは、具体的なお質問の内容でございます。

1点目の「農家ごとの配分方法は、どのように行われているか」というご質問でございます。

平成29年12月21日の県の農業再生協議会北信地方部委員・幹事合同会議において、村の生産数量目安値の提示がございました。これは、先ほどご質問にありまして、371haでありまして、対前年比は100.2%の数字でございました。

その後、平成30年3月19日には、村の農業再生協議会において、米の適正生産に向けた取組方針と生産数量目安値の提示方法及び算定ルールを協議いたしました。

目安値の算定ルールについては、30年産の米の生産数量目安値は前年平成29年と同率のため、農家に対して前年と同率、これは作付け率では80%でございます。この80%を提示することといたしまして、5月の時点で県から提示のあった目安値をオーバーする場合は、全ての農家に対して加工用米への取り組みをお願いしてきたということでございます。

2点目の「農家の調整面積の最大と最小及び作付面積に対する比率の最大最小はどうなっているか」というご質問でございます。

農家の戸数、これは営農計画書の登録数であります、全体で1,096戸でございます。

目安値は、水田面積×80%を超過した農家戸数が277戸ございました。

調整面積、これは超過面積であります、最小面積が53㎡、俵数に直しますと加工用米が0.5俵でございます。最大で41,970㎡、4町1反でございます。加工用米で397俵でございます。作付面積に対する比率、最小が0.8%、最大が20%という結果でございました。

3点目の「不公平感をどのように払しょくしていくか」というご質問でございました。

目安値の割合は、農家一律「水田面積×80%」としております。昨年同様でございます。上記80%は地域間調整による目標値のかさ上げを前提に設定をさせていただいております。

自力達成はご質問にありました通り、3分の1というお話もございました。本来は、70%程度の設定が必要と考えておりますが、今回は地域間調整の数字を含みながら配分させていただいております。平成29年と同率でございます。

また、アスパラ、きゅうり、ズッキーニ等の振興作物の他、野菜、花き花木、果樹などの転作に対する交付金は現在も継続中でございます。

加工用米の取り組み者に対しては、「水田活用の直接支払交付金戦略作物助成」、これと同じく「水田活用の直接支払交付金産地交付金」ということで、1点目の戦略作物助成については、1反歩あたり2万円。2点目の産地交付金については、1反歩あたり7千円。加工用米取組農家に対しては、1反歩あたり2万7千円が支払われているということでございます。

加工用米の方は、価格が非常に低いわけでありまして。加工用米は、JAの入札によって行われますので、6千円から7千円と見ておりますが、そこに1反歩あたり、10俵取れるとして2万7千円がそこに上乗せされているとお考えいただければよろしいかと思っております。

生産調整が終わりながらそういった交付金は継続中でありながら、今後は、例えば、白ネギの産地化や特色のある高収益作物等の取組に対して積極的な推進を図りながら全農家が協調できるよう善処してまいりたいと考えております。

次であります。農業を基幹とする村の政策で再圃場整備とのご質問でございました。これについては、就農人口年齢の更なる高齢化が想定されている中で、今後も担い手への農地集

積を積極的に行うことが必要ですし、その所得向上策についても担い手農家の意向を調査、話をしながら畑作を含めた複合経営体への転換を図ることは大変重要なことと認識をしております。その基盤を整備することは極めて重要なことと考えております。今後の研究とさせていただきます。

以上でございます。

議長（森 正仁 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

4番 土屋喜久夫 議員

再質問をさせていただきます。

丁寧な説明をいただきましたが、農家の調整面積の関係であります。それぞれ農家規模によって最小・最大の面積があるかと思いますが、作付面積に対する比率であります。

最小が0.8%、最大が20%という結果というご説明がありましたけれども、本来であれば、先ほど80%という目安でありながら、0.8と20という大きな格差があるということについては、どのような状況でこのような数字が出てきたのか、この辺についてご説明をいただきたいと思っておりますし、逆に農家の皆さんからご不満等が出てきているということについては、これから担っていただいております大規模農家の皆さんもこの調整の中に入っていただいて議論をしていただいた方が、より丁寧な説明と言いますか、村の農業の進め方をご理解いただく意味で重要ではないかなということを考えるわけであります。

いずれにしても、米が頭打ちということになりますと、畑作物ということになりますけれども、これについても実際に加工米を取り組んでいられる皆さんは、普通の主食用米と同様な作業・機械で仕事ができるということで加工米を選んでおられるということでもあります。

ただ、先ほど白ネギの産地というような話がありました。これについては、大変評価をすべきことだろうと思っています。新規作物をやたらと作り出して、スーパーなり直売所で食べ方を説明しなければいけない作物を作ってみても、生産数量を増やしていくというのは難しいことだろうと思っています。そういう意味で、ネギとかキャベツとかホウレンソウというような、説明をしなくても売れるような物を作っていくというのは大事なことだろうと思っていますので、ぜひ産地化等を進められたいと思っています。これについても使えるものはトラクターぐらいであって、それ以外の収穫機械、それから調整をする機械等も新たに購入をしていかなければいけないということもあろうと思っておりますし、本当の産地化をするということになれば、共同利用の共選等も含めて、村の特産品というような形につなげていければ良いと考えるわけがあります。この辺についても、課長から特色のある高収益作物の取り組みに対しては積極的に推進を図るといようなことで発言があったわけではありますが、この辺については、新年度予算等に向けてどのような議論をされているのか、再度お聞きをしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

高木産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業課長「高木良男 君」登壇）

産業課長（高木良男 君）

それでは、土屋議員からの3点の再質問でございました。

「生産調整面積の最小・最大の差があまりにも開きすぎていないか」とのご質問であります。

昨年申し上げました通り、今回は80%、平成29年度と同じ調整率をお願いしたところでありまして、昨年と大きな違いは、平成30年度については、30a、3反歩以下の農家全ての皆さんにも生産調整、加工用米の取り組みをお願いしたということでもあります。それによって、例えば、1反歩10aの皆さんもいらっしゃいますし、そういった皆さんにも全て一律80%の調整をお願いしたという経過でありますので、その点が大と小の開きの差でございます。

2点目、「生産調整の政策的な意義を当然ながら大きな農家、小さな農家それぞれが同じ土俵の上で議論をする必要があるのではないか」というご指摘であります。そのように私も考えております。

10a、20aの米農家さんという部分では、むしろ産業農家と言うより、生活農家と考えます。中山間地域でありますから、産業農家である皆さんと生活農家である皆さんそれぞれが共存しながらこの地域を守っていくというのがこの中山間地域の特徴でありますので、そういった点でも農業再生協議会の場において、そういった議論ができるよう仕掛けをしてまいりたいと考えております。

3点目、白ネギの産地化、例えば、白ネギというお話をさせていただきましたけれども、来年度の予算措置については、ちょうど今予算編成をしている時期でございます。当面、来年度は研究という形でこの産地化について検討をするということでもありますし、県の農業改良普及センター、JA等、経済団体とも協議をしながら、こつこつ肅々と進めていければと考えておりますので、お願いいたします。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

4番 土屋喜久夫 議員

ありがとうございますと言うと議長に怒られますが、3反以下の農家にもということになりますと、圃場が狭いわけでありまして、3枚ある内の1枚をやると30%を超えるわけでありまして。そういう意味合いで言いますと、この不公平感というのがなかなか拭えないところでもありますので、この辺については、丁寧に説明をしていただくといいですか、理解いただけるようなことをぜひお願いをしたいと思います。

そうは言いますが、全ての農家が調整に協力いただいていることだとはちょっと思っていないわけでありまして、前年度に対しての上乗せという形になってきますと、ご協力いただけない農家というのは把握をされているのかどうか。先ほどの営農計画の登録数だと1,096戸ということではありますが、この内になるのか、外になるのかちょっと分かりませんが、これについて把握をされているとすれば、何戸ぐらいあるのか、よろしくお聞きしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

高木産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業課長「高木良男 君」登壇）

産業課長（高木良男 君）

土屋議員の再々質問でございます。

加工用米の取り組みを依頼したが、最終的に協力をしていただいている農家のそれぞれ

の戸数の話でありました。

今回、5月の時点で面積がオーバーをしている農家の皆さんが277軒ございました。277軒の皆さんに加工用米の取り組みをお願いし、取り組んでいただいた農家の皆さんの数が74軒であります。203軒の皆さんは、加工用米の取り組みをしていただかなかったという状況であります。

この点からも、先ほどご質問にありましたとおり、不公平感があるというお話が出たと思いますが、先ほどの再質問の中でもご説明申し上げました通り、本年は30a以下の生活農家と言われている皆さんにも生産調整のお願いをしたという経過の中で、なかなか細部までこの政策的な意義をご理解いただけなかったのかなという反省もございます。

今後は、農業再生協議会の中でそういった不公平感が拭えるような調整をしてまいりたいと思っておりますし、生産調整のお話で申し上げますと、生産調整が廃止となっておりますが、これまでの生産調整はイコール補助金政策でありましたから、現状はどうかと言えば、生産調整が目安値になったということだけで、国の補助制度はそのまま続いているということでもあります。生産調整をするということは、米価の下落を防ぐというような意味がありますから、その中で補助金政策は付いて回るものだろうと思います。真の意味での生産調整の廃止となりますと、こういった補助金政策も全てゼロにして自由な状態で米を作るという状況になります。今のところ国の政策としては、米価をしっかりと維持していく中で、補助金政策は継続してやっていく状況でございます。

村としてもその意義等々を生産農家の皆さんにしっかりとご理解いただきながら協議をしてまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

議長（森 正仁 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

4番 土屋喜久夫 議員

それでは、2点目の質問であります。

項目では「農の拠点事業の見直しを」というようなことであります。

村の財政そのものは村民の皆さんからの税金や、国・県の補助金・交付金など、限られた収入で村民の皆さんの福祉向上を目指すというようなことで、創意工夫しながら計画・実施しておられるわけでありまして、

今般、来年度以降の実施計画等も公表されているわけでありまして。道路や水路、橋、上下水道、学校などの公共建物等それぞれ財源が確保できずに老朽化が進んでいるというようなことで、維持管理にも相当な費用が掛かっていってしまう。これについては、必然的なものでありまして、道路も水路も橋梁も上下水道も廃止にはなっていないわけでありまして、

そういう意味で、公共施設の維持管理計画等も村として作られて、毎年度事業を進められているわけでありまして、

その中で、村の拠点ともなります役場庁舎の関係についても、建設が進んでおりまして、やっと着工ということかと思いますが、村民の生命・財産に責任を持つ自治体の拠点として、来年の完成を待たれるわけでありまして。いつとも知れぬ大災害に何とか対応できる拠点だけは整ってきたのかなということでもありますけれども、反面、大規模事業の実施に伴いまして、公債比率も県下に鳴り響くと言いますか、借金の比率が大きくなったという実態もあります。

先ほど申し上げましたように、平成31年度を初年度とする実施計画が公表されたわけでありまして。4年前、村政の大きな転換となりました「農の拠点事業」は、当初の構想・計画等、

今考えてみますと、まだまだ細かな計画、出口を見据えた計画ができていなかったのではないかなという懸念をするわけでありますけれども、今般の実施計画の中では、建物の補修・運営費など5カ年間で1億7千万円余の経費が必要という積算がされているわけであります。

事業は、国・県の交付金・起債などで実施をされているわけでありますから、その中で議会での議論で「公設民営」、「村からの補助金は、3カ年で終了」など、いろんな条件があったわけであります。この辺についても、現状は議会の緊急避難的に、村の直営で村農業振興公社が運営をするというようなことで了承をしているわけでありますが、先ほど申し上げましたように、出口なりその先の議論が疎かになったままの事業推進でありますから、この辺についても転換をするべきところでは、村民の皆さんに転換を公表すべきことだろうと思っておりますし、このままでは運営ができなくなってしまうというようなことで、話があったわけでありますが、当初の議会での議論等、議会を含めて方針を変更するならば、この辺についても村民の皆さんにしっかりとお伝えした方が良いのではないかなということを考えているわけであります。

公務経験者の常識としまして、補助金や交付金事業の返上などとてもあり得ないことでありますし、村の信用を失ってしまう。国や県に対して、信頼関係で動いていますから、この辺について、国・県にお願いをして交付金なり起債を認めていただいた事業を返上するということは、今後、村が県や国を頼りにしない、ひとり立ちをしていかなければいけないというような認識を持っているわけであります。

先の質問でも申し上げましたように、「地域の活力創造プラン」、官邸が主導している日本の農業の強化プランであります。この中でも消費者の需要に応じて農林水産物を生産・供給する発想、マーケティングの発想で6次産業等の推進が記載されています。具体的な項目には、植物工場等、農林業成長産業化ファンドの出資条件の形成・促進など記載されているわけでありますから、この辺についても当然検討を進められていると思っております。

また、その中で、道の駅に地域コミュニティの拠点というような記載があるわけであります。地域経済、福祉、観光、防災、文化等の地域拠点機能の強化とそれらのネットワークに関して関係府庁が連携して取り組むというような記載もあるわけであります。

そういう意味合いで、まだまだこの先、この施設を活用しながら進められることは多いのではないかなと言いますか、返上ができないとすれば、いかに知恵を出してこの施設を強化していくかということにならうかと思えます。

村民の思い、期待とは離れてしまいまして、申し訳ない気持ちがいっぱいではありますが、事業の廃止については、村長から何度もいろんな場に出ているように、事業費の返還、起債の返還で多くの一般財源が必要となり、また、国・県の信用を無くすというようなことで、今後の村の事業推進に大きな困難が出ることは明らかであります。

新年度予算編成に向けて、新たな進め方の検討はどこまで進んでいるのか。

また、先ほど申し上げましたように、運営費については、やむを得ない数字であろうと思っておりますが、1億7千万円をどう村民にご理解いただけるのか。この辺について、その方策はどうお考えか。

議会の議決を含めて、我々議会にこの事業の責任を持たねばならないことだろうと思っております。先ほど申し上げましたように、返還にならないような事業推進をしなければならぬ。これについては、ただ単に事業の返上だけではなくて、多くの費用を注ぎ込んでいますから、会計検査員等の検査も当然運営等に関わって出てくるわけであります。この辺についてもどのように考えておられるのか、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日基正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

それでは、土屋議員の「農の拠点事業の見直しを」ということではありますが、そのご質問にお答えしたいと思います。

ご存知のとおり、4月以降、より村民の皆様にご親しまれ、より多くの皆様にご利用いただきたい、そんなことを目的にしまして村が直接管理をします。そしてさらに7月以降は農業振興公社を中心に、多くの皆様にご協力をいただきながら管理運営をしているところであります。

おかげさまで、リニューアルオープン以降、夏のトップシーズンということもありましたが、概ね計画通り進んでいるのかなと考えております。ただし、これから冬期間ということで、利用者の減少も想定されますので、今後一層、関係者が一丸となって利用の推進に取り組んでいきたいと考えております。

先ほど、土屋議員の質問の中にもありましたが、多額の費用を投じた施設であります。それをこれからいかに有効に利用していくかということが大きな課題であるわけではありますが、実施計画でも申しあげました通り、施設にまだまだ不備な部分があり、それらを事前に解決をしないと十分利用できない、その辺もありますので、それも含めて多額の費用が掛かるというご意見もありました。いかに経費を押さえながら、効率的な利用を進めていくか、これらについては、村民の皆様、議員の皆様にも説明を申しあげながらご理解をいただき進めていきたいと考えております。

ご質問について、具体的な内容については担当室長からお答えいたします。

議長（森 正仁 君）

丸山産業企画室長。

(「はい、議長。」の声あり)
(産業企画室長「丸山寛人 君」登壇)

産業企画室長（丸山寛人 君）

それでは、村長の答弁に補足して、ご質問いただきました3点についてご説明したいと思います。

まず、1点目。「新年度予算編成に向けて、検討はどこまで進んでいるのか」という内容のご質問でございますが、これまで、村が施設を直接管理する中で、人件費や光熱水費を中心とした維持管理費、施設の修繕や改修等について検討を進めてまいりました。まだ、年間を通して直接管理しておりませんので、継続検討中ではございますが、現時点での内容について申し上げます。

農の拠点施設については、今後も一定期間、補助事業の目的等に添って、適切に維持管理を進めたいと考えています。実施計画には、これまでの実績をもとに、光熱水費や人件費等の施設運営に必要な維持管理費、調査により必要と判断している西側の屋根の大規模改修費、利用者から要望の多い東側の空調施設の整備事業費、国道403号拡幅計画に伴う改修事業費など、今後考えられる事業費等を実施計画に計上させていただきました。

冬期間の施設管理や今後の各店舗の運営状況について継続検討を進めるとともに、一定期間直接管理を継続し長期的な方針を決定していきたいと考えています。具体的な内容については、事業計画・予算の中でさらに検討を進めご説明したいと考えていますのでよろしく願いいたします。

2点目の「追加となりうる費用をどう村民に説明し、理解を得ることができるか。方策は」とのご質問でございます。

土屋議員ご指摘のとおり、現状の農の拠点施設の運営状況は、当初事業計画と大きく異なり、村として多額の費用負担が生じていることは事実です。ただし、指定管理期間中も道の駅など公共的な部分については元々村が負担しており、その分も含んでいることはご承知おきいただきたいと思います。実施計画に計上させていただいた費用については先程申しあげたとおりですが、人件費に大きく影響する施設全体の運営形態や、長期的な維持管理方針と関係する大規模修繕や改修など、事業計画・予算と併せて説明し理解をいただく予定です。各店舗の運営等が軌道に乗り、施設全体が多くの皆様にご利用され、村の負担が必要最小限で維持管理運営を進めることにより、必用な費用についてはご理解いただけるものと考えています。

今後の維持管理方針を決定するまでの一定の期間、必要な維持管理運営費や必要最低限の修繕費等については、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目の「議会の議決を含め、責任の所在と返還になった場合の当事者の賠償責任はあるか」というご質問でございますが、農の拠点施設関連事業については、平成24年度から26年度までソフト事業や施設整備事業が進められてきております。平成27年5月から施設の維持管理運営がスタートしておりますが、現在の施設管理運営状況は先程も申し上げた通り当初の事業計画とは異なり、村の費用負担が生じるとともに、今後も多額の修繕費などが必要と考えられています。

補助金返還は財政的にも、対外的にも議員ご指摘のとおりでございます。

維持管理を継続していく上で、課題多い施設ではございますが、現時点では、関係者が一丸となり、多く皆様親しまれ利用いただける施設運営を目指し、与えられた条件の下で、必要最小限の村の費用負担で進めることが、村全体にとって最良と考えております。掛かる費用の回収は、店舗での売り上げだけではなく、村を訪れる観光客の増加やそれに伴う消費の拡大など村全体での経済効果を考える必要があると考えています。各店舗の運営が一定の軌道に乗れば、ご利用いただく皆様へ、村の農産物をはじめ村全体のPRが可能となり、施設の維持管理継続も位置付けられます。

現時点では補助金返還は考えておりません。従いまして、賠償責任についての考えもございません。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（森 正仁 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

4番 土屋喜久夫 議員

ご答弁いただきましたので、再質問させていただきます。

新年度の予算編成に向けてどのようなこととありますが、予算の積み上げだけの話をされたわけでありまして。やはり、この施設をどう活用するかということとあります。これについては、同僚議員がこの後も質問されるようでありまして、一部だけにしておきますけれども、先ほど申し上げましたように、道の駅機能に経済、福祉、観光、農産、文化等というようなこととあります。そのような中では当然国がこのような方針を出してというようなことがあるものですから、これに対してこのような画期的な活用についてはそれなりの支援が見込めるものだろうと思っているわけでありまして。

今、室長からありましたように店舗の売り上げが上がればというようなこと、それから訪れる人が多くなればというような、他に依存したものの考え方でありまして、積極的にどう活用

していくか。

以前も村長からスキー場でドローンの講習会というような報告があったと思います。冬期間、あの天井の高さを活かした講習所というような発想、また、以前に参考になればということで、「農福連携」のご質問をさせていただいています。

先ほど申しあげましたように、野菜工場でも6次産業という意味で国は捉えているわけであり、冬期の活用について、今のドローンとか農福連携ではたいしたことはないのですが、野菜工場となれば相当な投資をしなければならないだろうと思います。国がそのような方向性を出しているわけでありまして、隣の市のJAが運営しています千曲川と同等のことをしていても絶対に活路は見えないような気がしています。そのようなこともぜひ参考にされたいと思いますので、お願いしたいと思います。

今の答弁の中で、これから長期計画をするというようなことでありまして、そういうことであれば、村民の皆さんを説得するという内容にはなっていないのではないかな。やはり、ここで取り組みが遅れてしまうということについては、他の地域の道の駅等が知恵を出して先を越されてしまうということがあるものですから、先を見越した検討を早急にすべきだろうと思っています。そういう意味で、この検討の結論の時期等は、実施計画には出てきていないわけであり、数字だけの話でできていますから。これについてどのように議論が進んでいるのか、それとも担当課ではどこまで進めておられるのか、この辺について再度お願いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

丸山産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業企画室長「丸山寛人 君」登壇）

産業企画室長（丸山寛人 君）

それでは、再質問いただきました事項についてご説明したいと思います。

最終的な長期方針、計画等の結論の時期でございます。

これについては、現在、担当課においては1年間の直接管理を踏まえた上で、掛かる光熱費、事業費、維持管理費等を見据えた中で決定をしていきたいと思っています。当然、先ほど実施計画にも上げさせていただきましたが、これまでの調査の中で出てきている施設の改修費等もその中で結論を付けていきたいと思っています。

ご指摘いただいた各店舗に任せきりということで、後ろ向きではないかというようなご意見も頂戴しましたが、道の駅の機能としては、店舗、それから直売所、そして飲食店等の機能がまず最優先されると。ですので、こういった施設を長期的に維持管理する上では、まず施設の運営が軌道に乗ることが重要であると考えてございます。

いろいろな補助事業については、今後の事業計画の中で、使える補助事業については使っていく計画でございますし、こちらの調査不足の点は多々ございますが、今後、前向きに調査をしていきたいと思っています。

また、最終的な時期でございますが、これについては1年間ということになりますので、次年度には担当課としての考えを整理していきたいと思っておりますし、そうなりますと最低でも1年、2年の直接管理が続くと考えてございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（森 正仁 君）

土屋喜久夫 君。

(「はい。」の声あり)

4番 土屋喜久夫 議員

今、1・2年は直接管理を進めなければならないというようなことをいただいたわけでありませう。

ただ、先ほどから申し上げていますように、国が道の駅に言及をしてきているということについては、全国で道の駅が氾濫をしていると。その中で、それぞれの自治体が同じ方策を進めていては限度があるということ判断しての言及だろうと思っています。

違う場面でもありますが、観光客ということでもあります。

日本全国の自治体が、観光による交流人口の増で地域経済を守ろうというような発想で進めています。同じことを行いながらということであれば、やはり人の取り合いだけで終わってしまうというような現実があるわけでありませう。その中でいろいろな活用方法も若干申し上げました。また新たな補助政策もありそうだというようなことも申し上げましたけれども、これを負の財産ではなくてプラスの財産にするために、いかに互いに知恵を出し合うかということも大変重要なことだろうと思っていますので、この辺について、村長の方で思いがあればよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長(森 正仁 君)

日基村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

それでは、再々質問にお答えいたします。

道の駅、そしてまた農の拠点施設としてどういう可能性を探っていくか、それはいろいろ検討を進めているところであります。ただし、その大前提として、今ある施設の不備を改修しないと、それぞれの計画については具体化してこないと考えております。それが最初であります。それがまた、大規模修繕ということで多額の費用がかかるという点については、議員の皆さん、村民の皆さんがご理解いただけることが前提でありますので、まずその件について十分理解をいただく取組みをしていきたいと考えております。

現時点では、大規模改修については、過疎債等の充当を検討しておりますが、先ほど土屋議員からありましたとおり、道の駅とすれば規模が大きくて今のマルシェホールについては大きな空間があります。これについては、維持管理の面では不都合な部分が多いわけでありませうが、逆に考えればいろんな使い方が想定できる、そういう可能性もあるということでありませう。その辺については、まず大規模修繕をして、その後、検討して活用になるわけでありませう。当然、並行して検討していくわけでありませうが、将来的な活用方法も含めて村民の皆さんにご理解いただくような取組みを進めてまいりたいと考えております。

議長(森 正仁 君)

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩いたします。

再開は、11時10分でお願ひいたします。

(休憩 午前11時03分)

(再開 午前11時10分)

議長(森 正仁 君)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

土屋喜久夫 君。

(「はい。」の声あり)

4番 土屋喜久夫 議員

続いては、3点目の質問であります。

「移住定住政策について」ということであります。

「ふるさと回帰支援センター」の理事長であります高橋さんの話を聞く機会がありました。高橋理事長は、もともと自治労中央本部の職員をされておりまして、労働者の将来にと言いますか、退職後の生活をどうするのかということで、出だしは連合が中心となった組織でありますけれども、今はJAともタイアップしながら、移住定住に対して情報提供をする一大組織になっています。この中で、今、移住定住を考えた時に、まず「住む家」があること、「仕事」があること、もう1つあれば良いというのが仲間の組織と言いますか、村も支援はされるわけですが、「支援組織」が最低条件ではないかな、というようなことであります。

「ふるさと回帰支援センター」自体はNPO法人でありますから、それぞれの自治体と言いますか、田舎を紹介するのみでありまして、そこから先はそれぞれの自治体に対応をしていくということでもあります。そこに訪れる方は、今は、2～30代が50%、40代を含めると70%ということでありまして、10年前に回帰センターができた頃では、悠々自適というシニア層が70%であったわけではありますが、今はどちらかという働き盛りが田舎暮らしを希望しているということでもあります。その希望する皆さんのライフスタイルと言いますか、生活については、田舎で仕事をしたいというのが86%というような現実であります。我々が描いておりました、半分農業をして半分現金収入というような希望をされる方がわずか4.3%という現状であります。

そういう意味で、こちらの考えている移住定住政策と、ニーズをしっかりと押さえておられる支援センターの役割というのは、非常に大きなものがあると思うわけであります。

今、ニュース等でも若干、新たな住民の皆さんとの摩擦等が流れるわけではありますが、逆に言いますと村もこの辺の条件を整えながら、移住いただく皆さんとちゃんと繋ぎあえると言いますか、そういう人材を選ぶ時代になってきているのかなというようなことを感じるわけであります。

移住定住の成功事例をみますと、村にお出でいただく方を選ぶ、受け入れ側も相手を選ぶという自治体が非常に多い状況にあります。

そこで、質問であります。

「ふるさと回帰支援センター」ということで、先ほど申し上げましたように実績があります。今、東京有楽町の交通会館8階のフロアをお使いいただきながら、それぞれの自治体の紹介をされているわけであります。中にはパネルと展示だけという自治体もありますし、パンフレットを置いているだけというところもあります。この施設も多くの自治体から注目をされておりまして、フロアが満杯になっているというようなことで、パンフレットを置くくらいはできるが、これ以上自治体数を増やすことはできないということでありましたが、来年の4月以降、もう1階の1フロアが空いてくるというようなことで、それについても多くの希望があるから増設をしたいというような情報があります。この際、この辺についても、言わば木島平の露出をする部分を増やすという意味で活用してはいかかかなということを考えるわけであります。パンフレットを置くだけということもありますし、アンテナショップもそうでありますし、例えば、村長の太鼓判も木島平をいかに露出するかという意味合いの商品であります。金紋錦で多くのイベント等開催されているところも、やはり木島平をいかに多くの国民に知っていただくかという場面であろうかと思っています。

そういう意味で、委員会の中でもありましたけれども、アンテナショップも調布駅前の都市開発に伴いましてなかなか表立ったアピールができないというような実態もあるようでありませう。

そのような中で、フロアの増設という情報でありますけれども、この辺についての活用の思いはいかがでしょうか。

また、新しい地で生活をしようという中で、まず、自分の経済はどうなるのだろうかとか、良い雰囲気のある場所でただ住めば良いかということではなくて、ちゃんと生活をしていかなければならないということを考えた時に、今は空き家があるよというご案内、仕事についてもハローワークへの紹介等、そのような今の実態の中で、やはりこちらに移住なりを考える時に、自分はこれから木島平に行ってどんなライフスタイルになるのだろうかというようなことをしっかりと決めなければならない。逆にこちら側が、木島平に来て、こういうところに住んで、こういう仕事があって、将来は特養が村内にあるよというような、これはモデル的ではありますが、ライフスタイルをしっかりと示してやることで安心感を持ち、保育園、小学校・中学校、村内には高校もあるよと、当然話は出ていると思いますが、そこにやま保育があるよとか、そういうこともひっくるめてライフスタイルのモデルが作れ、それが提示されれば、更なる移住定住に向けた政策として展開できるのではないかと思います。今後の政策の展開についてお伺いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、「移住定住政策について」というご質問であります。移住定住につきましては村の少子高齢化、そしてまた産業振興にとっても大変重要な課題と考えております。村でも移住定住に係る担当部署を置いているわけですが、今年、村が関わって移住定住に至った件数は3件、その他、移住はしていますがまだ住所を移されていない方も含めて4件ということになります。いずれも空き家の活用につながっているということで、これからも力を入れて取り組みを進めていきたいと考えておりますが、ご質問の内容については、具体的な内容でありますので担当室長からお答えをいたします。

議長（森 正仁 君）

丸山産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業企画室長「丸山寛人 君」登壇）

産業企画室長（丸山寛人 君）

それでは、土屋議員からございました2点のご質問についてお答えしたいと思います。

まず、1点目の「ふるさと回帰支援センターのフロアの増設に伴う活用は」というご質問ですが、ふるさと回帰センターで開催されているセミナー等へは村としてもこれまで積極的に参加しております。また、近隣町村と共催によって施設を活用した独自のセミナーの開催なども実施しております。しかしながら、ご指摘のとおり県内の各自治体が参加・活用できる回数が制限されております。多くの自治体が移住定住に取り組んでいる現状からそういった実情になっております。ですので、新たなセミナースペースの確保については、ご指摘いただいたと

おり東京交通会館の別の棟に造られるという話は聞いてございます。ただ、そのスペースがどの程度のものなのかという情報はございませんので、そういったものを今後も注意深く見ながら、活用できる回数が増加することも村としては期待しております。

次に、2点目の「移住定住に向けた施策の展開について」のご質問でございます。

先ほども申し上げましたとおり、週末を中心としたふるさと回帰支援センターでのセミナー等の開催や参加には限界がございます。今後はふるさと回帰支援センター担当職員との連携強化を図り、近隣町村との共催でのセミナー開催なども積極的に進めたいと考えています。

また、移住定住を検討するうえでポイントとなっている主なものは、議員ご指摘のとおり、就労、自然環境、住居となっております。今後は、より具体的に職業や住居をセットにしてPRを強化していきたいと考えています。また、教育環境も若い皆さんにとっては重要な要素と考えています。更に仕事も持ってきて移住する、移住して創業するなど若い方の誘致や支援にも取り組みたいと考えております。全国各地にある先進地の実情も調査しながら一層の推進を図っていききたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（森 正仁 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

4番 土屋喜久夫 議員

再質問をお願いします。

いま、ふるさと回帰支援センターの関係の増床の情報が入っていないというようなことであります。同じ建物の4階で100㎡というようなご案内が来ているわけでありまして。ですので、この辺の思いがあるとすれば、早めに進めなければならないだろうと思っておりますし、もう1点、調布市に駐在の職員が1名おるわけでありまして。この辺の活用・連携と言いますか、ブースではなくてスペースを確保しなければならないというような費用負担も出てくるわけでありまして、先ほど申し上げましたように露出を多くしていくこと、職員をしっかりと活用していくこと等を考えた時に、この辺についても、こちらから出向くセミナー等ではなくて、しっかりと駐在をさせるとか、週末はこちらにいたりとか、そのような使い方をしながら、何とかこの辺の施策もぜひ展開をされたいと思っております。職員の活用等についていかがお考えかよろしくお願ひします。

議長（森 正仁 君）

丸山産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業企画室長「丸山寛人 君」登壇）

産業企画室長（丸山寛人 君）

それでは、再質問についてお答えしたいと思います。

現在、東京都調布市に派遣している職員でございますが、これまで交流推進担当として調布市との交流を担当していただいております。

現状としては、新鮮屋の運営そのものが非常に厳しくなっている実情がございまして、その一部をかなりのウェイトとして店舗のスタッフとして活躍していただいております。

ご指摘のとおり、移住定住としての担当職員として、今後、動けるかどうかも含めましてまた検討を進めてまいりたいと思っておりますし、場所、内容等も検討しながら派遣職員、それから東

京在住している職員等の調整を図りながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（森 正仁 君）

以上で、土屋喜久夫 君の質問は終わります。

（終了 午前11時28分）

議長（森 正仁 君）

7番 江田宏子 さん。

（「はい、議長。7番。」の声あり）

（7番 江田宏子 議員 登壇）

7番 江田宏子 議員

私は通告に基づきまして、3項目の質問をさせていただきます。

まず、「ファームス木島平の今後の運営について」村長にお伺ひします。

先ほどの土屋議員の質問と重複する部分もあるかと思ひますけれども、ご了承ください。

ファームス木島平の運営を村が引き継ぎ、約半年が経過しました。

12月議会初日に配布された実施計画書、これは今後5カ年に想定される事業とその試算をまとめたものですが、実施計画書で見込まれている「ファームス関連」の試算額は、光熱費や人件費などを含めた施設の管理費関係で毎年約1,500万円、5年間で7,800万円余り、また、想定される施設改修・修繕費関係が5年間で約9,900万円余り。総額で見ると、5年間で1億8千万円近く、過疎債を活用しても村の実質負担分は、約1億4千万円余りとなる試算です。

想定されている改修・修繕費の主な内容は、先ほど室長の答弁にもありましたけれども、空調やファンヒーター設置などの暑さ・寒さ対策、旧工場部分の雨漏りに起因する屋根の改修、駐車場の舗装、大型車の為の入口改修等々で、どれも設計段階から、懸念したり、想定されたりしたことで、その当時の「計画や見通し、試算の甘さ」、そして「トップダウン的な強引な進め方」が招いた結果であることを改めて痛感すると共に、当時、計画の見直しに、過半数の議員を巻き込めなかったことが今さらながら悔やまれるところです。

ただ、今後も維持費や運営費等の予算をかけ、引き続き村が施設を維持・活用していかざるを得ないのであれば、施設の在り方、計画や方針等をしっかりと検討し、村民の皆さんの理解を得られるような運営・活用をしていかなければなりません。

そこで、次の4点について、村長の見解をお伺ひします。

1点目は「加工室」についてです。

前指定管理者が使用していた加工室が、10月末で明け渡され、現在、多くの加工室が活用されていない状況ですが、今後の計画はどうなっているかお伺ひします。

2点目は「ファームス全体の運営」についてです。

誘客のためにも、また、他の近隣の道の駅とは一線を画したものにするためにも、イベントの企画・開催は重要だと思いますが、イベント等を率先して企画する部署はどこなのか、お伺ひします。

また、現在、ファームスに関係する組織や部署が、産業課・産業企画室・観光振興局・農業振興公社等と混在しています。

横断的に協力しながら運営する点では、メリットもあると思ひますが、指示系統や責任の所在が曖昧になる部分もあると感じています。

昨年度までは、ファームス関連も、産業ネットワークの事務局等も、産業企画室に集約され

ていましたが、今年度は、産業課と産業企画室に分散され、特にわかりづらくなっています。

3月議会の答弁では、「産業ネットワークを法人化した際は、ファームスの指定管理も考えのひとつ」というお話もありましたが、新たに設立された「観光振興局」に、いずれは管理を任せる考えがあるのか。当面、そしてまた今後のファームスの運営について村長の見解をお伺いします。

3点目は「補助金返還」についてです。

先ほど、補助金返還をするつもりはないというお話もありましたけれども、ファームスを用途変更したり、廃止したりする場合は、多額の補助金や過疎債等を返還しなければならないと村民の皆さんにも説明されてきました。実際その場合の返還額はどのくらいなのでしょう。

また、何年間施設を維持すれば、返還しなくても良くなるのか。

また、用途変更の状況や継続した年数によって、返還額が減額されるのかお伺いします。

4点目は、「『道の駅』の認定を返上してはどうか」という提案です。

「道の駅」の認定は、補助金返還には関係ありません。

「道の駅」の条件とは、24時間利用可能な駐車スペース・トイレ・電話及び情報提供施設を備えていることで、あとは設置者・運営者の裁量に任されているのですが、お客様にとっての「道の駅」のイメージは、新鮮野菜やお土産品の充実した直売所や売店だと思います。

そのイメージで、期待をもって立ち寄られると、近隣の道の駅と比較し、マイナス評価になってしまう場合も多いと思います。

しかし、「道の駅」という位置づけでなければ、求められるイメージも変わり、やり方や内容によっては、逆にプラス評価につながる可能性もあるのではないのでしょうか。

また、施設の位置づけを変えることで、施設の活用方法を根本から見直し、効率的な運営につながられるかもしれません。

近隣の「道の駅」との比較で、評価が落ちないように、また、「道の駅」のイメージから脱却するためにも、「道の駅」の認定を返上してはどうでしょうか。

「道の駅」ということでのメリット・デメリット、「道の駅」を返上した場合の村の負担の増減等も検証し、一案として検討する余地はないか、お伺いします。

議長（森 正仁 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、江田議員の農の拠点、「ファームス木島平の今後の運営について」というご質問にお答えいたします。農の拠点、ファームス木島平につきましては、多額の費用を投資した施設であります。補助金返還など軽々しくできるものではありません。そのため、より一層、村民の皆様を始め多く皆様に親しんでいただき、利用していただくことが投資効果を上げていく道だろうと考えております。

個々のご質問については、担当室長から答弁いたします。

議長（森 正仁 君）

丸山産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業企画室長「丸山寛人 君」登壇）

産業企画室長（丸山寛人 君）

それでは、江田議員からご質問のありました4点についてご説明したいと思います。

まず、1点目。加工室の今後の利活用に伴う計画等についてのご質問ですが、現在、道の駅の加工室については、アイスクリーム製造、菓子製造、食肉製造、ソース類製造、チーズ製造ができる施設となっています。

既にアイスクリーム製造室については、使用開始しておりますが、そのほかの施設については現在使用されておられません。

また、このエリアについては、大規模な施設修繕の対象箇所ともなっています。今後、関係団体を含めまして有効活用できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目のファームス全体の運営についてのご質問でございます。

「イベントを率先して企画する部署はどこか」、「観光振興局に管理を任せる考えはあるか。また、今後の運営について」のご質問でございます。

道の駅には様々な機能が求められます。

店舗の運営、誘客イベント開催、来場者への情報発信、多くの皆様が親しみやすく気軽に利用できる魅力ある施設運営の他、季節に応じた適切な施設全体の管理が一体となり効率的に進めるべきと考えています。

ご指摘のとおり、現在、管理運営体制が整理されていないのも事実でございます。今後、村民負担が最小限であり、かつ多くの皆様が利活用しやすい管理運営体制を、31年度事業計画及び予算の中で検討、ご説明し、理解をいただきたいと考えています。

次に、補助金返還の内容についてのご質問です。

補助金返還の対象は、補助対象財産を、目的以外に使用、譲渡、交換、貸付、担保に供したり、取り壊したり、また、使用を中止する場合などが対象となります。

補助金返還するには補助金の所管官庁への承認申請を提出し、承認を受ける必要があります。土屋議員のご質問でもお答えしたとおり、村としては、現時点では補助事業目的に添った維持管理運営を継続し、補助金返還をする考えはございません。

補助金返還についてのご質問ですが、あくまでも、仮定の概算・試算としてお答えさせていただきますのでよろしくお願いします。

まず、補助金返還の対象となる事業費は、平成24年度から27年度に農の拠点施設整備事業に充当された、農林水産省の交付金2億6,856万5千円、総務省の交付金1億805万6千円、過疎債2億1,390万円の合計5億9,052万1千円と想定しています。

返還額を計算する場合は、残存簿価又は時価評価額の高い方と定められています。計算ではそれぞれ建物や電気機械設備等が耐用年数別に計算する必要があるがございます。建物は補助事業上、耐用年数が30年となっています。今回は、一律を4年経過、耐用年数30年とし、単純計算した場合、補助金の返還額は5億1,178万5千円となります。先ほど申し上げたとおり、電気機械設備等については耐用年数がそれぞれ定められておりますので、実際に積算すればもう少し減額されると考えております。

全て単純計算ではございますが、事業継続により、毎年1,500万円から1,900万円程度の補助金返還額が減少することが想定されます。

財産処分の内容や事業継続年数により財産処分する場合、補助金返還額は変わると考えられます。期間により補助金を返還しなくてよいという規定はございません。いずれにしましても、財産処分に該当する場合は、農林水産省への協議・申請が必要となります。

次に、「『道の駅』の認定を返上してはどうか」についてのご質問ですが、現時点、施設を目的に添って維持管理運営する以上、国県道へ設置されている看板等の表示も変更せず、道の駅として継続していきたいと考えています。維持していく以上は、情報の受発信や集客、農産物

等特産品販売の手段として、より魅力のある道の駅にしたいと考えますので、是非ご理解をお願いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

再質問をさせていただきます。

まず、1点目の加工室についてですけれども、答弁の中で大規模修繕の対象箇所あり、有効活用を検討していきたいというお話でした。

確認ですけれども、現段階ではまだ活用については検討されていないということなのでしょうか。

そして、大規模修繕、これは屋根の修繕だと思えますけれども、大規模修繕が終わるまでは使えないということなのかどうか。ある程度使えないという場合でも、どのように活用するか、早い段階で検討が必要だと思えます。

先ほど、関係機関と相談しながらという答弁がありましたけれども、どのような場でいつ頃までに検討する考えか、現段階で分かる範囲でお答えいただければと思います。

議長（森 正仁 君）

丸山産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業企画室長「丸山寛人 君」登壇）

産業企画室長（丸山寛人 君）

それでは、再質問についてお答えします。

加工室の検討状況でございますが、現時点で検討をスタートしておるのは、チーズ、それから菓子関係でございます。ただ、実際に最終的にどういった方が使ってどのように製造していくか、どのような体系で借りるか、そういったものは現状まだ不透明でございます。

いずれにしても、農業振興公社が現在、管理を主体的に考えておる部分もございますが、やはり公社にも限界がございますので、それらを含めて、今後、利用希望者等も仲間に入れながら考えていきたいと思えます。

ただ、先ほどご指摘のあったとおり、この加工室の部分については、大規模改修と考えている旧工場側の屋根がこの上部にございます。ですので、その安全性とか改修計画等が見えた段階でより具体的に検討を進めていきたいと考えています。

また、この時期についてでございますが、当然、屋根の改修等もありますけれども、加工室の検討も同時に進めていくという形で考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

今の加工室については、了解しました。

もう2・3点再質問させていただきたいのですが、ファームス全体の運営ということで、現時点でイベント企画の担当部署はどこか決まっているのか。

そして、先ほどの答弁で不十分だったような気がするのですが、観光振興局に今後管理を任せる考えがあるかどうかということ再度お聞きしたいと思います。

先日、日曜日にクリスマスイベントがあって大盛況だったようですし、9月にも大学生の1日店長のイベントがあって、とても賑わったようでした。

今、産業企画室で企画をしていると思うのですがけれども、今申し上げたイベントについては、実際、当事者が中心となって企画を持ち込んだりとか、準備をしたりとかというイベントでした。本当に民間の力でこれだけの人が集められるのだなと思いましたがけれども、それについても担当部署がまちまちではサポート体制も整わないと思いますので、現時点でのイベント企画の担当部署についてお聞きしたいと思います。

それから、「維持していく以上は、より魅力的な道の駅にしたい」と先ほど室長答弁がありました。土屋議員からもありましたように、今後も多額な予算を注ぎ込むためには、村民の皆さんの理解を得られるような運営・活用・賑わい創出が必要だと思っています。

全国的には観光的な道の駅の他にも、先ほど土屋議員の質問にもありましたように、福祉的な道の駅もありますし、公民館的な道の駅もあります。補助金を入れた関係で、たぶん「農」を中心とした道の駅にしないといけないというのはあると思いますけれども、いろんな活用、それこそ空いたスペースを活用して、いろいろな賑わい、そして村民の方がこれなら予算をかけても良いだろうと思えるような企画なり使い方、活用の仕方が必要だと思っています。

そこで、2点質問なのですがけれども、昨年度答申がありました「利活用検討委員会」の提案事項については、その後何か検討されたでしょうか。

それから、発信力や集客力のある女性目線や若者目線を入れながら、まずは、近隣の道の駅とは差別化を図るようなコンセプトなり、インパクトのあることを打ち出すことが必要だと感じますが、担当課では限界もあると思います。コーディネーター的な役割の人材をいれたり、またファームスに特化した運営委員会的なものを設置したりしてはどうかと思いますけれども、答弁をお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

ご指摘のとおり、様々な課題があることは承知をしております。

ただし、今年4月から直接管理とさせていただきましたが、この形態についてはしばらく継続したいと考えております。

ただ、施設全体の管理という面で考えた場合には、場合によれば職員の配置等も含めて来年度の中で検討していきたいと考えております。

それから、観光振興局に指定管理をした場合についても、施設の管理運営上、全てを観光振興局に指定管理するのは難しいだろうと考えております。当然、施設の維持、補修、それからまた販売に関わる部分があったりします。その場合に、指定管理をして更にそこから再委託ということになると、利用上の制約もかかってまいりますので、それについてはこれから検討していきたいと思いますが、いずれにしても一体的な施設管理ができるような体制を平成31年度の予算編成の中で考えていきたいと思っています。

そしてまた、それ以降の利活用については、先ほどいろんなご提案がありました。それらも含めて検討していきたい。いずれにしても、先ほども申し上げましたが、近隣の道の駅とはまた違う形態であります。その辺を利点として活かしていけるような活用方法についてまた皆さんと議論をしながら、そしてまた皆さんのご意見をお聞きしながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

議長（森 正仁 君）

丸山産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）
（丸山産業企画室長「丸山寛人 君」登壇）

産業企画室長（丸山寛人 君）

再々質問にありましたイベント関係の担当部署でございますが、先ほどもご質問にございました施設管理運営として店舗側が行うイベント、それから先日のように民間の方にご協力・ご提案いただきましたイベントを開催するという形がございます。

現時点では、当面の間、産業企画室で総合窓口となっており、相談をさせていただいているのが現状でございます。ですので、これまでのイベント同様、産業企画室で対応させていただくという形をお願いしたいと思います。

それから、利活用検討委員会の関係でございますが、昨年度、利活用検討委員会から報告いただいている内容については、これまでの間、その報告内容にあった部分については概ね店舗運営等は進めてきています。ただ、その検証については、実際の現場検証、それから展望運営等を最優先にさせていただいておりますので、具体的な検討・検証はしてございません。今後運営する中で再度確認していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

現時点で、コーディネーターや運営委員会等の設置は考えてございませんが、ご意見を参考にしながら今後検討していきたいと思っております。

議長（森 正仁 君）

会議の途中であります。暫時休憩いたします。

再開は、午後1時でお願いいたします。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後 1時00分）

議長（森 正仁 君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

それでは、2項目目「放課後子ども教室スキルアップ教室」について、教育長にお伺いします。

本年度から、放課後子ども教室を「スキルアップ教室」として、英語は小学校3年生以上、算数は小学校5・6年生を対象に行なわれています。

スキルアップ教室については、3月の一般質問で、教育長から実施前の段階での説明をいただき、9月にも、小学校の英語に関する再質問で、教育長とやり取りをさせていただきましたが、その際は、質問の本筋が、スキルアップ教室についてはなかったため、今回、その詳細

について改めて質問させていただきます。

まず、1つ目、スキルアップ教室の「目的」と「それぞれの内容」はどのようなことかお伺いします。

2つ目。教育長として、文科省の推進する「放課後子ども教室」のあり方をどのように考えるかお伺いします。

3つ目。今年度の状況を踏まえ、次年度の実施方法や内容について、どのように考えているかお伺いします。

以上3点、お願いします。

議長（森 正仁 君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）
（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

ただ今の最初の質問にありますスキルアップ教室の「目的」と「それぞれの内容」はどのようなことか、と2番目の教育長として、文科省の進める「放課後子ども教室」のあり方をどのように考えるか。この2つの質問に、前後いたしますが併せてお答えをしたいと思います。

ご存知のように、木島平小学校児童の放課後の学校における居場所及び活動場所は2通りあります。

その1つ目は、厚労省が進めます「放課後児童クラブ」です。

趣旨は、共働きの家庭、それから留守家庭の児童に対し、放課後に適切な遊び、生活の場を与え、子ども達の健全な育成を図るものであります。

本村では、子ども達は「放課後児童クラブ」の教室に来まして、すぐ宿題をする、図書館の本を読む、ゲームをする、校庭へ遊びに行く、また、スキー部のランニングに行く児童等々、様々な自分自身の生活プランに沿って活動をしております。

全体では、夏休み中ではありますが、カラス踊り、春休みはそば道場、またマレットゴルフ、地域の方の絵手紙、フラワーアレンジメント、そのような活動もしております。

言わば「生活の場」として大事に考えているのがこの「放課後児童クラブ」であります。

下校時から、夕方6時半まで教室を利用することができまして、室長以下4人体制で運営をしております。

2つ目は、文科省が進める「放課後子ども教室」です。

この趣旨は、全ての子どもを対象にして、安全・安心な子どもの活動拠点を設けまして、学習やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動の機会を提供することを趣旨として、言わば「学習・体験活動の場」の提供であります。

このことは、江田議員のご質問にもありますが、放課後子ども教室の目的でありまして、本村の名称を変えました「スキルアップ教室」の目的とも捉えております。

本村の「スキルアップ教室」は、原則として夕方5時から6時までの1時間限定です。

ただ、「放課後児童クラブ」に所属していない「スキルアップ教室」利用の児童は、下校後、帰宅しなくてもスキルアップ教室に来まして「算数・英語教室」これは5時に始まりますが、その開始までは、宿題をしたり、校庭へ遊びに行ったり、スキー部の活動に参加したりという居場所として利用できるよう、本村では考慮しています。

そこで、この1時間を使ってどういうことをしているかということではありますが、本年度は先ほど言われましたように「スキルアップ教室」と新たに名称を変えまして、正式に「算数教室」「英語教室」を発足しております。余談ですが、「放課後子ども教室」は「放課後児童クラ

ブ」と非常に紛らわしい名称のため、本年度より「スキルアップ教室」という分かりやすい名称にいたしました。

「放課後児童クラブ」に所属している児童は、「スキルアップ教室」の「算数教室」「英語教室」にも申込みができます。この場合の利用料はいただきません。

このように「放課後児童クラブ」と「スキルアップ教室」の連携した形態は、総合的な放課後対策、言わば「放課後子どもプラン」と言いまして、厚労省、そしてまた文科省が推進する事業であります。このことは「スキルアップ教室」を推進していくためにも、非常に大事な放課後の教育環境づくりに繋がっていると思っています。

「あり方」と言いますか「活動内容」にも少し触れますが、この「学習・体験活動の場」を活かして、総体的には学習内容のハードルをあまり高くしないことを原則とし、「学習に親しみ、学びの習慣をつける」、ここのところを基調としております。

現時点では、「宿題をする」、または「予習をする」「算数の分からない所を教えてもらう」、また英語では「授業とは変わった雰囲気の中で、担任の先生、ジャスティン先生以外の先生から教わって英語に慣れ親しむ」というような狙いの下、スタッフの懇切丁寧な指導に、児童や保護者からも好評であるということ、私自身聞いております。

少人数の個別指導、また、宿題あり、成績を上げる等々の「塾」とはやや違う側面を持っているのが、この「スキルアップ教室」であります。

ただ、現在の「スキルアップ教室」は、文科省の「放課後子ども教室」の趣旨に、やや沿っていない部分もあります。

それは、「すべての子どもを対象として」の部分であります。

「スキルアップ教室」では、現時点では1・2年生は応募対象としておりません。

2つ目の違いは「地域の方の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動の機会の提供」の部分であります。

この部分は、先ほども「放課後児童クラブ」でも説明いたしましたが、そちらの方で大きく取り入れている活動でもあります。

また、ここにつきましては、次年度の構想のところで述べたいと思います。

前後いたしました、ご質問にある「それぞれの内容」についてお答えいたします。

算数では、コピー可能なドリル問題、5年生用・6年生用ということで、小数計算、長さの単位、分数、図形の面積等、非常にこの辺のところは授業でも理解しにくいところでもあります。そのような復習・予習をしております。

また、6年生では、同じような分数と分数の計算、台形や円の面積、円周率、比例・反比例、拡大図・縮図等々のプリントをやりまして、指導者と大変近い距離感で楽しく学習をしております。

また、分かりやすく板書もされて、いわゆる数学的な考え方、円周率というのは直径の3.14倍だというのはどうやったら出てくるのかとか、その辺のところも非常に分かりやすく、そしてまた個別指導をなされております。

英語の方は、学習アドバイザーの手作りのプリントを活かしまして、8月末に開講か100語を達成したということで、子どもたちも非常に嬉しそうだと聞いております。カードとか絵とか、また、3年生・4年生は学年別にするとか、またアルファベットをやるとか、現在はクリスマスが近いということで、それにちなんだ英語の表現、歌等々を学習しております。

最後のご質問にあります「次年度はどのように考えているか」についてお答えいたします。

算数と英語教室は、大きな柱として現状維持でいきたいと考えております。

また、新しい講座を2つ考えております。

その1つ目は、「おもしろ科学・工作」講座であります。こちらの方は、6月・7月ぐらいの月曜日に6講座を予定しております。通年ではありません。

講師は、理科の免許を持っております教員OB3名を予定しております。例えば、スライム、また、ペットボトルロケットとか、そういうことの実験も入ります。

既に開設に向けて動き出しております。

2つ目の新規講座は、「童謡と唱歌を歌う会」の皆さんと歌を楽しむ講座、こんなことも不定期ではありますが、6月から9月ぐらいまで、ここには「放課後児童クラブ」の希望者の児童も一緒に歌を歌ったりすることができれば良いと考えております。

こちら関係者の方には打診をしております。

最後になりますが、プログラミング講座、私が就任時に開設したいと考えておりましたが、松本市・長野市のプログラミング教室の塾を実際に参観した結果、多額の費用、そしてまた講師、また設備等々の面から、次年度は検討期間とさせていただきます。

以上です。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

再質問させていただきます。

今、教育長から現状のお話と次年度に向けての新規の講座のお話をいただきました。

まず、「放課後子ども教室」に対する私の想いを申し上げた上で再質問させていただきます。

確かに、文科省の推進する「放課後子ども教室」の内容例の1つには、「学習」も含まれています。

しかし、週5日制になって以降、授業時間が長くなった今の時代、小学生の放課後にとって一番大切なことは何かと考えた時に、思い切り遊んで発散したり、様々な体験をしたりすることではないかと私は思っています。

10年程前になりますけれども、青木村の小学校の隣にある児童センターを視察に行った際、まさに「放課後子ども教室」の先進事例のような取り組みをしておりました。

というのは、小学校の全児童が児童センターに登録して、その時に来たい子どもが来るのですけれども、川遊びや火を使つてのたき火など、日頃できないような活動をしていました。また、水曜クラブと言って、地域の方々のボランティアで、月2回、折り紙から編み物・将棋・茶道・スポーツ・基地づくりまで、様々なクラブ活動というか、活動をされておまして、それには単発参加が可能で子どもたちが参加している、そのようなことが開かれていました。

また、今は、寺子屋と称して、子ども教室でやっているようなことでもあると思うのですけれども、地域のボランティアの方数名が加わり、放課後の30分間、宿題の学習支援の場も開設されているようです。いずれにしても、子どもの好奇心を引き出すような様々な活動が展開され、子どもたちはいきいき、大人でさえ非常に魅力的な活動だと感じました。

「やまほいく」でも言われているように、日本の子どもたちは自己肯定感が低いと言われ、そしてその自尊心や自己肯定感を高めるには、体験活動が大事ということが言われています。

昔であれば、放課後に自由な遊びの中で、頭と身体と心と五感をフル回転させ、当たり前にもいろいろな経験をし、忍耐力や工夫する力などが育ったと思いますけれども、今は、あえてそのような場を作らなければ、体験する機会が少なくなっています。

そのような意味でも、私が「放課後子ども教室」に求めることは「放課後の開放された時間だからこそ」、「友だちがいるからこそ」また「木島平だからこそ」の「楽しめる活動」「体験活動」等をメインに据えて欲しいということです。

それこそが文部科学省が推進したい意図だと感じますがいかがでしょうか。

そこで、3つの項目を再質問させていただきます。

「スキルアップ教室」というネーミングのイメージもあり、教育長の答弁からも「学習的な活動」「補習的な学習」を中心に取り組んでいくように感じました。

木島平としては今後もその方向で考えるのか。今、私が申し上げたようなことも踏まえて内容を考えられないか、改めてお伺いします。

2つ目、中学生になれば、自ら苦手意識を克服しようという気持ちになるので、中学生であれば放課後にこそ補習の環境が必要だと感じます。

小学生の場合は、算数や英語の苦手な子ほど、このように学力向上や底上げを目的としたような場には参加しないのではないかと思います。小学生の学力向上や底上げを図るのであれば、授業で補助教員を付けた方が効果的ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3つ目ですけれども、教育長の先ほどの答弁の中では児童や保護者からも好評というお話がありました。参加した子どもと保護者、それぞれに無記名でのアンケートを取った上で、次年度のあり方を再度考えてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（森 正仁 君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）
（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

ただ今、3つの再質問がありました。

現在の「スキルアップ教室」は学習的な活動、そしてまた補習的な要素を持っているかということですが、大きな柱としてはそう考えております。

先ほども申しましたように、新しい事業と言いますか、新しい講座も話をいたしました。そういう他の活動も今後入れていく可能性も考えていきたいと思っております。

ただ、今年は正式に発足いたしまして、算数教室・英語教室ということでもありますので、そのことの内容面も含めまして充実をしていくことが最初かなと思っております。

それと、もう1つ、「スキルアップ」と言いますと、非常に高度な技術的なものというイメージを受けるわけですが、子どもたち1人1人が持つ思考力とか潜在力、理解力、それから定着力、個々で違いますが、そのところを大きく捉えまして基礎的な持てる力、潜在的なスキルと捉えまして、そのところが「スキルアップ教室」で学ぶ習慣ができれば良いと思っております。学力アップということを大きな目的としているわけではありません。

2番目に、中学生の放課後こそ必要だということではありますが、実際に中学校でも補習体制をとっております。中間テストは放課後を使って自由に質問ができる時間があります。

また、夏休み中ではありますが、3年生は授業形式で2日間やっているという話も聞いておりますし、飯山高校の高校生が実際に来て「中間授業」と言われているようでありますが、家庭教師的なこともやっている。そしてまた、1・2年生は「自学」と言いまして、3日間、学校に通ってやっています。

もう1つ大きなことは、「放課後学習」と正式名を付けているようでありますが、6月から12月は、年5回、3年生全員を対象にして先生方が実際に授業を2時間やっているというようにお話をお聞きしました。そういう面からいたしますと、中学生の放課後の補習的なものについては、中学校から実際にそういう強い要請があった場合には考えなければいけませんが、今のところ考えてはおりません。

もう1つ、小学生の授業に補助教員を付けたらどうかということではありますが、こちらの方も学級の担任の責務というのは、人数が15、20、30余と人数がいれば1人1人の能力が

違うわけでありませぬ。習得力も違ひませぬ。そういう子ども1人1人が分かるように、そしてまた授業についていけるようにしていくのが教員、学級担任の責務でありますので、そちらの方にはしっかりとお任せをすることを考えておりませぬ、今のところ授業における補助教員を付けるということは考えておりませぬ。

それから、最後にアンケートを取つてということですが、やはり1つの授業をしますと評価というものが必要になります。そんな点で、現在、私も複数回それぞれの教室に行つて学習のアドバイザー、またコーディネイトと話をしておりますが、私自身も進め方等についても「こういうふうに変えたらどうか」ということも考えているところもあります。そんな面で2月ごろ、児童・保護者から「どうだった?」というような率直な意見、またはアンケートを取りまして次年度に活かして、更に「スキルアップ教室」に向かえば良いかなと思つております。

以上です。

議長（森 正仁 君）

質問に入る前に、江田宏子さんから事前に資料の持ち込みがあり、これを許可しましたのでご了承願ひませぬ。

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

それでは、最後の3番目の質問をさせていただきます。

『子育てと教育の村』のアピールを」ということで村長と教育長にお伺ひします。

島根県邑南町（おおなんちょう）は「子育て支援に力を入れていること」が移住者を増やす要因になったことで知られていますが、この町のホームページのトップ、こちらですけれども、これがそのトップページです。「日本一の子育て村を目指して」というキャッチフレーズとともに、思わずクリックしてしまうような目立つデザインで、「日本一の子育て村構想」と「定住移住のご案内」というアピールがされています。

子育て支援や教育の充実は、子育て世代の定住・移住につながる重要な施策であり、村内外にアピールしなければ宝の持ち腐れです。

本村の子育て支援や教育は、他の自治体に比べて決して劣ることは無く、むしろ、優れていることや誇れることも多いと思ひませぬ。

しかし、村のホームページを見ても、残念ながら、子育てや教育に力を入れていることは伝わってきませぬ。

ホームページを見ると、数年前に掲載されたまま、状況が変わつても更新されず、数年間経過しているものもあり、定期的に記事の見直しが必要だと感じませぬ。

学校でも、せつかく地域に密着した活動をいろいろやっているにも関わらず、その様子が全く掲載されていないのももったいないと感じませぬ。

保育園や小・中学校の情報ページの他、子育て支援策や子ども向け事業等の一覧、村独自のアピールポイントなど、ホームページを手始めに、「子育て支援と教育の村」ということをもつとアピールすべきではないでしょうか。

今や「ホームページ」は、スマートフォンやタブレットでも見ることができ、村外の方々、特に観光に訪れる方や移住を考えているの方々にとっては一番の情報源です。

また、村として、村外の方たちに「伝えたいことを訴える最適な場」であり、「村の顔」でもあります。

本村の「子育て支援と教育」、また、そのアピールに関する「現状の認識」、「今後の方針や対

応」について、見解を伺います。

議長（森 正仁 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、江田議員の「『子育てと教育の村』のアピールを」というご質問にお答えいたします。

先に実施しました、木島平村地域実態調査の中でのご意見として、これからの村づくりに関する要望や意見の中に、「若者が村内で暮らし、結婚し、子どもを育てやすい村になってほしい」、「日本一子育てのしやすい村になってほしい」というはっきりとした記述をいただいております。

そういうことで、現在、村では第6次総合振興計画に基づいて平成31年度以降の5年間の実施計画の見直しを済ませ、新年度に向けて予算編成を行っているところでありますが、その中で平成31年度の重点施策の中で、基本目標の一つとして、『未来と安心を育てる』子育てと教育の村づくりを掲げております。具体的には、1つとして子育て支援の充実、そしてまた木島平型教育の推進、そして幼児教育の推進を図ることとしております。こうした取り組みや、要望に対する施策を村民の皆様は勿論、移住を考えている都市住民などにも伝えていくことは、若者の移住定住に向けて大きな要素だと考えております。

ホームページの改良等、全庁的に関わる課題ではありますが、現状と対応について具体的な答弁を教育長が行います。

議長（森 正仁 君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）
（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

村長に補足いたしまして、現状と対応について具体的な取り組みを答弁させていただきます。

これまで村では、様々な子育て支援に係る取組みを行ってまいりました。

本日は、村民の皆様にも知っていただく意味を含めましていくつか例を挙げてお答えさせていただきます。

1つ目、平成27年10月、第3子の保育料完全無料化。

2つ目、平成28年4月、子育て世帯の医療費負担軽減として、福祉医療給付事業を高校生まで拡充。

3つ目、平成28年4月、15歳までの子どもへのインフルエンザ予防接種費用の助成。

4つ目、平成28年、お誕生のお祝いに出産祝金を贈るお誕生記念品事業を実施。

5つ目、平成29年、中学3年生へのピロリ菌検査全額公費負担。

6つ目、平成29年、小中学生検定料の助成。「小中学生チャレンジ助成金」の事業。

7つ目、地産地消で安全安心の食材による、長野県内で一番給食費負担が少ないという学校給食事業の実施。

8つ目、体験学習、授業改善等を取り入れた保小中校一貫教育の推進。

9つ目、人権同和教育を大事に考えおります保・小・中・高の連携を大事にした人権教育総

合推進事業。

10、東京都八丈町小学生と海と山の相互交流を行う小学5年生の八丈島宿泊体験。

11、放課後の子どもの居場所としての「放課後児童クラブ」の実施。

12、放課後学習支援としての「スキルアップ教室」。

13、姉妹校ルクセンブルク大公国のディーキルシュ中等学校生徒との異文化交流・国際交流、そしてまた中学生のルクセンブルク交流事業。

14、中学校総合学習での地域と係わり生徒の発想を大きく伸ばそうとする取り組み。

15、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導。そしてまた子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした「子育て支援室」の開設。

16、保育園に看護師及び管理栄養士を配置。また、支援が必要な園児につきましては、1対1の加配保育士の増員。

17、昨年の10月認定の長野県が進める信州やまほいく、信州型自然保育の認定を受けまして、恵まれた自然環境、そしてまた地域資源を活用した育ち・学びが実現される保育の実践。

今、17例をあげましたが、江田議員が言われるように非常に多くの子育てに関する事業があります。

子育て支援は、子育て世代の移住定住につながる重要な施策であるというご指摘については、全くその通りであります。もっとアピールすべき、改善しなければならないと認識をしております。

若い世代の保護者が増えると共に、特に村外の方にとってホームページは一番の情報源と考えております。先ほどの移住定住の問題で丸山室長も答えました、教育環境も非常に大事な要素であると。そのところも認識をしております。

ご指摘を踏まえ、村のホームページを所管する総務課や子育て支援課をはじめとし、各課が連携をして本村の子育て施策を網羅した村のホームページを整備してまいりたいと考えております。

また、様々な面で、村の子育て支援や教育においてPRする機会を作っていきたいと考えております。

以上です。

議長（森 正仁 君）

以上で、江田宏子 さんの質問は終わります。

（終了 午後1時33分）

議長（森 正仁 君）

2番 勝山 卓 君。

（「はい、議長。2番。」の声あり）

（2番 勝山 卓 議員 登壇）

2番 勝山 卓 議員

それでは、議長から発言を許されましたので、通告に基づきまして2点の質問に入りたいと思います。

まず、最初の質問ですが、「行政運営について」お伺いしたいと思います。

行政運営に関しましては、重要な内部事務処理の指針・基準である要綱・要領等の制定におきまして、事業、行政運営に対しての公正・公平性の確保やマニュアル化など行政事務の執行手続きの適正化を図るために、要綱等の作成及び取扱いについて規定を定めたらどうかと考えるわけであります。

一般質問でも行っておりますけれども、行政活動、事業を実施する中で、要綱が定められていなかった場合があったり、要綱があるけれどもその内容が一部不明瞭な部分があったり、要綱の審査を含め適正化を図るべきではないかなと思いますので、見解をお伺いしたいと思ます。

また、現状の要綱なり要領の制定までの一連の手続き、それから決済文書の管理の方法、そして制定後の運用にあたって見直しチェック体制などについてお伺いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、勝山議員の行政運営上必要な要綱や要領の作成と運用、そのチェック体制についてのご質問であります。事務取扱面から総務課長が答弁をいたします。

議長（森 正仁 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

村長に代わりまして、勝山議員の質問にお答えをします。

法律に基づいて定めています村の条例・規則は、村長が法律に反しない範囲の中で、その権限について制定をしてきています。条例で定めた基本的な事項を、具体的に細かく処理するために、その手続き等を規則で定めています。

また、要綱・要領についてであります。法令による根拠がなく、村の基本的な取扱いについて、一つひとつの事務事業の処理を定めたものであります。大枠で定めたものが要綱でありまして、具体的に細かく処理する方法を定めたものが要領としています。

作成や取扱いに規定を定める必要があるがということでもありますけれども、新しい事務事業を執行する段階で、今ある運用できる例規・要綱等があるか、また、無い場合は新しいものを作成することになります。例規の立案は一定のルールに基づいて条文等の作成を行っています。その法令を職員がしっかりと励行することに努めております。

制定までの一連の流れでありますけれども、日常、職員が行っています事務処理については、法令に基づくものでありますので、木島平村事務処理規則によって、職員の職に応じた決裁の範囲や専決できる事項を定めています。法令において規則で定めることとされていますので、これは定めることをやっています。また、法律の改正により取扱いが変わったり、運用上で不具合な点があったりする場合については改正が必要となるために、その都度改正を行ってきています。

新しく制定をする時も現行のものを改正する場合も同様であります。担当課、係において必要な事項について原案を立案し、しっかりと目的が達成できる、そういう内容になったものについて、職員で構成します法規審査委員会に諮り、可否を決定しています。委員会でも可決となったものについては、条例以外は公布をして、附則で定めた日から施行という形になります。条例については議会の議決が必要でありますので、必要な手続きを経てから交付を行っています。

決裁文書の管理ということでありましてけれども、法制執務を担当する総務課総務係が一括して管理を行っています。

制定後の運用の見直しやチェック体制ということでありましてけれども、まず、その事務を担当する課、係において運用上の見直しが必要な事例がある場合には、必要な手続きを経てから、例規の改正が必要な場合には、その都度必要な手続きを取ることとしております。

議長（森 正仁 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

2番 勝山 卓 議員

それでは、再質問をお願いしたいと思います。

見解をいただけなかったわけでありまして、現状で進めるということかなと理解をしたわけでありまして。一定のルールに基づいて作成をし、法規審査委員会に諮って決定をするという説明があったわけでありまして、起案なり原案が決定するまでには、何人かの目を通っているわけでありまして。結果的にはその機能が果たせなかったということになるのではないかなと思います。そのチェック体制の確立が必要だと思ったわけでありまして。業務の見える化を図ることで透明性を高めることもでき、内部統制の強化にもつながると感じます。その辺の面でお考えはどうなのか、もう1度お願いをしたいと思います。

それから、2点目でありまして、要綱など村の例規集が村のホームページに公開されています。今までですと、要綱なりそういったものが、変更なり改定等があっても、そこにアップされるだけで、我々はそのつもりで中身を見ないとわからないというような状況もあるわけでありまして。そうした中で、新設なり改廃があった場合については、ホームページで新着情報としてそういったことを載せることによって、より村民に周知ができるのではないかなと考えるわけでありまして、その辺についてのお考えをお願いします。

議長（森 正仁 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

勝山議員の再質問についてお答えをいたします。

1点目でありまして。一定ルールに基づいて所定の手続きを経て作ったもの、そういうものについて、先ほど何人かの目に触れてということでありましてけれども、最終的にこれでよしという形をとってから、最終的な法規審査委員会で審議を行います。

法規審査委員会の中では、形式上の表記の表現であるとか、そういうものについて大筋のものを審査いたしますけれども、そこに上がる前の段階で、例えば、補助金の交付要綱であるとか、1つの事業を執行していく上での運営的な要綱であるとか、そういうものが、まず、法規審査委員会に上がる前にしっかりと担当課、それから理事者であるとか、そういうところできっと話をし、こういうものが果たして村民利益のものになるのか、そういうことをしっかりと検討した段階での、作成段階では特に取り諮ってきています。ですので、それをチェックできる機関が必要だということでありましてけれども、基本的には職員全員がチェック機関だと考えております。

2点目の改正等があった場合、最終的には村のホームページ上にあります例規の改正となり

ますけども、それはあくまでも改正後にアップされるものであります。議員指摘のように、こういうものが今回改正になった、そういうものを分かりやすく情報提供することも大事ではないかなと考えておりますので、こういうことについてはぜひ前向きに、そういう情報が提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

議長（森 正仁 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

2番 勝山 卓 議員

それでは、次の質問に入りたいと思いますが、「産業振興について」お聞きをしたいと思いません。

村の基幹産業である農業と観光が、引き続き地域の活性化のために地域経済を牽引していく、また、持続可能な地域を創っていくためには、地域の稼ぐ力を引き出す産業振興の創出のための舵取り役として行政の役割が重要であると思います。魅力ある地域づくり、活力ある村づくりにつながる産業振興をどう進めていくのか、どう展開していくのかお伺いしたいと思います。

まず、1点目であります。村の事業推進や産業推進など行政運営にあたって国の「地方創生人材支援制度」という制度があります。それについてどうお考えなのかお聞きをしたいと思います。

村の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、平成31年度で5年間の計画が終了し、最終年度になると思います。その総仕上げの年、そして次期ビジョンの戦略等作成の年になるかと思うわけですが、平成27年度から地方創生に取り組む市町村に対して、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として派遣すると。地域に応じた処方箋を作り支援をする制度があるわけであり。村づくりの手助けをする地方行政に刺激を起こしてもらおうというこの制度を活用して、これからの村の活性化につながる様々な課題解決の実現への取り組み、それから、これから具体的な政策提案等々、外部からの視点を取り入れるこの事業について取り組んでいったらどうかなと思うわけであり、見解をお聞きしたいと思います。

また、2点目であります。

平成31年度、同じように村の「観光基本計画」の最終年度になるわけであり。観光入込数が30万人という目標数字をあげられているわけであり、そうした中で産業ネットワーク協議会の設立、そして法人化へと「木島平村観光振興局」ができあがったわけであり。観光地域づくりの土台舞台ができあがったということであり、成長産業といわれる観光事業を今後どう推進していくのかお聞きをしたいと思います。

それから、3点目であります。

前段の質問と関係するわけであり、観光地域づくりの推進のために、11月1日に「一般社団法人木島平村観光振興局」が設立され、新たな事業が始まったわけであり。その振興局についての説明をお願いしたいということであり。

それから、4点目であります。

農業の先行きが不透明の中で、今月の30日に発効する環太平洋経済連携協定、新協定のTPP11、また、来年1月にも交渉入りされるという日米の物品貿易協定、TAG、それから2月1日に発効する見通しとなっている日本と欧州連合との経済連携協定等、日本農業にいよいよ市場開放の荒波が寄せてくる状況になっているわけであり。加速する国際貿易協定の中でかつてない市場開放に直面し、自由化に晒されるわけであり、日本農業

の生産基盤の弱体化や地域の疲弊が心配される状況であるわけであります。

前段、土屋議員の方から水田農業、それから生産調整についての質問があったわけでありますが、農林水産省はこの11月28日に、2019年、来年の主食用米適正生産量を718万tから726万tということで、需要見通しを発表しております。今後の需要と価格動向に多くの生産者が不安を抱えていると思います。前年度と比べると9万tから17万t減少するという状況になっているわけであります。農水省は、高齢化や人口減少に伴う米消費の減退加速を踏まえて、需要推計を見直し、予測に基づいた年間の需要減ペースが従来の8万tから10万tに拡大、設定をしているわけであります。現実には、これ以上の減退があるという話もあるわけでありますが、こうしたペースで需要が減少することへの危機感を共有しながら需要に応じた生産が徹底できるかということであります。一部報道ではブランド力のある産地については実需と直接取引と言いますか、商談をしながら契約を進めて主食米の増産へ舵を取っているという情報もあったり、本格的に増産に踏み出す産地が出るという話もあったりするわけであります。

生産調整が見直しとなって2年目を迎えるわけであります。米政策の正念場を迎えようとしているわけでありますが、そうした中で当地の農業についても例外なく課題は山積をしているわけであります。営農継続のために再生産可能な農業生産基盤の強化や農業振興政策が重要な鍵になってくると思います。

村には現に支援対策を実施するわけでありますが、さらに充実した地域農業をけん引する形態、それから担い手農家の育成支援、定年帰農を含めた新規就農者の確保・支援対策を講じる必要があると思いますし、今後、水田経営から多角経営への転換ということも必要だと考えられるわけであります。安定した農業が続けられるように農業所得の向上に向けた収益性の高い作物の検討、導入、普及を図っていく必要があると考えます。

将来をどのように描くか。売れる商品を作る攻めの農業、それから競争力のある産地を目指して新たなスタートを踏み切る必要があるのではないかなと思います。

今後の実践的な取り組み・具体策どのように進めていくのかお伺いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

勝山議員の「産業振興について」というご質問であります。村の基幹産業であります農業と観光の振興について、行政が担う役割は極めて重要であると認識しております。

具体的な政策の質問でありますので担当課長が答弁をいたします。

議長（森 正仁 君）

高木産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業課長「高木良男 君」登壇）

産業課長（高木良男 君）

それでは、勝山議員の「産業振興について」ということで、主に4点の質問を頂戴しておりますのでお答えさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の「地方創生人材支援制度についてどう考えるか」という点でございます。

この制度は、内閣府、とりわけ地方創生推進本部が所掌している制度でございます。

この制度、先ほどのご質問でご説明があったとおりでございます。意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、それと民間人材を市町村長の補佐役として国から一定期間派遣をいただく制度であります。その役割は、主たるものとして市町村で設定しております「まち・ひと・しごと総合戦略」に記載された施策の推進を中核的に担うこととされており、派遣期間は原則2年間という制度でございます。本村に照らし合わせた場合、総合戦略の推進は、総合戦略推進庁内会議と外部有識者から構成される推進委員会において、今現在、進捗管理をしている状況でございます。当面、本制度の運用は考えておりません。

次に2点目、「成長産業といわれる観光事業を今後どのように推進していくか」ということでございます。

平成28年8月に答申をされました「木島平村観光基本計画」では、観光入込客数が、平成12年度53万人が平成26年度には23万人まで落ち込んでいることから、平成31年までに30万人に戻すことを目標に掲げ、現在、各種施策を展開しているところでございます。以前は、レジャーの多様化によるスキー人口の減少などと言われておりましたが、近年は少子高齢化の進行や人口減少のため国内の観光人口そのものが減少しています。そのため目標達成には、訪日外国人旅行者、インバウンドでございますが、そういった多様な観光の創出が必要と考えております。

観光入込客数目標や、観光消費額の目標数値もなく、ただ漠然とポスター、パンフ、チラシを作成し配布したり、前年並みの誘客宣伝やイベントを繰り返したりするだけでは観光のお客様はやはり呼び込めませんし、呼び込んだとしてもお金を落としてくれないという状況に鑑み、村の観光協会と、平成28年6月に設立をいたしました「産業ネットワーク協議会」、こちらの方は、これまで2年間の議論を経て、観光施設・観光関係者だけでこれまで進めてきた「観光地づくり」ではなく、農業商工業とも連携した「観光地域づくり」の概念を共有し、先般11月1日に組織総合し、「一般社団法人木島平村観光振興局」の設立に至った経過でございます。

その事業内容は、これまでの村観光協会の事業を継承しながらも、更なる効果的な誘客宣伝体制を整える他、新たに旅行業にも着手し、大手旅行事業者が出来ない地域住民の顔の見える着地型旅行商品の開発や、近隣の「信州いいやま観光局」や他の市町村等とも連携を深め、広域的な集客展開を図ることとされています。

3点目でございます。この「一般社団法人木島平村観光振興局」の内容についての説明でございます。

「一般社団法人木島平村観光振興局」は、村観光協会と産業ネットワーク協議会が組織統合し、設立をされました。

この法人は、村及びその周辺地域の自然、景観、文化・歴史、産業・技術などの資源を活用して、観光事業をあくまでも手段として、農林水産業、商工業の連携を図ることによって、観光地域づくりによる地域経済の活性化に寄与することを目的としております。社員総会と理事会から構成されており、理事会の構成団体は、木島平村、商工会、ながの農業協同組合、高原旅館組合、民宿部会、木島平観光株式会社、木島平村農業振興公社、NPO地域創生研究所、木島平米ブランド研究会、農人（ノービット）クラブ、木島平スキー学校の12団体で今現在、理事会構成をしております。

役員については、代表理事に佐藤副村長、副会長に穂澤村商工会長、湯本木島平観光株式会社専務の3名でございます。事務局構成は、年度途中の設立もあり、観光協会のスタッフと産業ネットワーク協議会のスタッフで今現在は構成をされております。

事業計画は、これまでの村観光協会の事業を継承しながらも更なる効果的な誘客宣伝体制を整える他、フェイスブックやインスタグラムといったSNSの活用、観光向けホームページ

ジ「めぐる木島平」の充実、また、新たに旅行業である大手旅行事業者が出来ない地域住民の顔の見える着地型旅行商品の開発や、近隣観光団体とも連携を深め、広域的な集客展開を図ることとしております。

4点目であります。

農業政策に関するいくつかのご質問であります。

農業を取り巻く状況が世界規模で大変重要な時期に差し掛かっている時期、本村としてどのような方策をこれから推進していくかというご質問内容でございました。

担い手農家の育成支援や新規就農者の確保については、これまでも農業後継者等育成奨励金事業、それと青年就農給付金事業、新規就農者研修支援事業等を継続してまいります。

また、米については、引き続き国内市場で価格の有利な位置を確保すべく、厳選木島平米「村長の太鼓判」に代表されるブランド米戦略の他、外食産業用の業務用米への需要の昨今の高まりを受けて、業務用米への取り組みの検討は必要だと考えております。ただし、これについては、農家の皆さん個々の判断になりますし、村としては関連する情報収集に努めてまいります。

また、今現在、J Aながの木島平カンントリーエレベーターの木島平米の集荷率は、30%前後と、非常に低い数字になってはおりますが、J Aながのからの情報提供や、村農業再生協議会の中でも議論を深めてまいりたいと考えております。

また、水田経営から多角経営への転換の見直しについては、今現在、J Aとの振興作物3ヶ年計画のもと、アスパラ、きゅうり、ズッキーニ他9品目への取り組みに対しての助成制度の他、中島地区を中心に生産者が中心に取組まれております白ネギについては、水稻収穫期後の作業であること、露地野菜の中でも少ない面積で高所得が期待できること、水稻農家の所有する機械での汎用性が大きいことなどから、村としても次年度以降に向けて積極的に取り組むべき産地化の検討をはじめているところでございます。

議長（森 正仁 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

2番 勝山 卓 議員

それでは、再質問をお願いしたいと思います。

「地方創生人材支援制度」については、一般質問の通告についても問題があったかと思いますが、産業の見地から見るとそういうご返答だと理解しております。行政全体から見た時にはどうということかという内容も含めて質問したわけではありますが、既に平成31年度については募集が終了しているわけでありまして、近隣では小布施町が手を挙げている状況のようであります。

地域の潜在力を活かし、限られた財政の中で有効活用し中央とのパイプ役など、村づくりの強力な助っ人事業かなと思うわけでありまして、こうした事業でありますので、利用しない手はないのかなと思うわけでありまして、行政全般から見たときにどうなのかをお願いしたいと思います。

それから、観光振興局についてお伺いをしたいと思います。

地域の活性化のために行政主導で設立された組織でありますし、また、村が一丸となった取り組みをする組織であるということであるわけでありまして、なぜ議会にその設立の報告・説明がなかったのかお伺いをしたいと思います。

それから、前段、組織の関係があります。村は社員だと思っておりますが、村の責任について、どうということなのか明確にお願いしたいと思います。

それから、村として基金の拠出を考えているかどうか。

それと、公益性が非常に高い組織であるわけでありまして。村としてこの組織にどう支援をしていくのか。金だとか人だとか、そういったものについてどういう考えをお持ちなのかお願いしたいと思います。

それから、異業種の産業連携、プラットフォームづくりということで言われていますが、その内容が現状どの程度進んでいるのかお願いをしたいと思います。

それから、地域づくりを進める組織、地域の需要に即したマネジメント組織ということで、DMOを目指すということではありますが、その状況についてお話をいただきたいと思います。

前段、話がありましたが、従来の宣伝活動だけではダメなわけでありまして、外貨を稼ぐと言うか、地域の経済の活性化を図るという意味では誘客事業が大事だと。当然そのことに力を入れていくと思いますが、そこらの転換の考えを再度お聞きしたいと思います。

それから、村のイベント情報の一元化ということになります。そのことについては何度かされているわけでありまして、行政関係のイベント情報だけではなくて、村のいろんなイベント情報等を一元化して、SNSを駆使した村の情報を配信していったらどうなのかなと思うわけですが、お願いしたいと思います。

それから、農業振興についてであります。どちらかという総論で終始をしてなかなか各論で論議がされていないというところがあります。で、4点ほどお聞きをしたいと思います。

1点目ですが、生産基盤の強化に向けて農業改善に取り組む農業者がいるということでありまして。そういった皆さんの支援をどのように考えていくのか。

それから、地域を支える家族経営農家、今、国連等で「小農」というような言葉で論議もあつたりするわけでありまして、その辺の役割は中山間地域では重要だと思います。その辺の評価と言いますか、その支援をどう考えるか。

それから、定年帰農者の支援が大事だと思いますが、例えば、新規だとかということになると農業は資本がかかるわけでありまして。そういった支援についてどのように考えられるか。

それから、前段、作物の有望品種の産地化を図るというようなことの説明がありましたけれども、その他にも検討している作物があるのかどうか。

この4点、お願いしたいと思います。

マーケティングだとか各種業界のセミナーの開催ですとか、モデル園の設置だとか、先ほど言いましたように、農業を始めるにもお金がかかるし、資本がかかるということでもありますので、そういったリース事業の充実だとか、大規模農家が増えているわけでありまして、そうした皆さんの経営支援、例えば、経営診断の事業だとかそういった取り入れ、それから当然、農地の流動化、それから補助事業の導入といろいろあるわけでありまして、そういうことを、全体を含めてどう取り組んでいかれるかお聞きをしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

非常にたくさんのご質問を一気にいただきましたので、全てお答えできませんが、私が考えている部分について、お答えをさせていただきまして、その他の部分それぞれについては担当の課長からお答えをさせていただきますが、まず、最初に「地方創生人材」の活用であります。先ほど話しましたとおり、産業振興だけではなくて村全体の振興策についてと話がありましたが、これについては、もう少し慎重に考える必要があるかなと思います。やはり、コン

サルタントであるとかアドバイザーであるとか、そういう皆さんを選定するにあたっては、何のためにどういう人材を受け入れるかというのをしっかりと位置付けができていないとなかなか難しいのではないのかなと思います。

それから、情報発信の一元化であります、これについてはご指摘のとおりだと思います。先ほどの子育て支援のPRも含めてですが、村が発信したいものを見たい人があちこちを探すのではなくて、そこを見れば、村がどういう村であってどういう取組みをしているのかわかるような情報発信の一本化というのはぜひ進めていくようにしていきたいと思います。

それから、農業振興の全般的な話であります、前段にありましたとおり、TPP、それからまた日米の物品の貿易協定、そしてまたヨーロッパとの貿易協定、それらを含めていよいよ農業面でも日本もグローバル化の中に入ってきたなという感じであります。これらについて、前々からいろんな懸念がされているわけですが、前々から言われているとおり、日本の農業の場合には、生産性はともかく生産規模、それから生産量ではなかなか海外に太刀打ちするのは難しいだろうと思います。やはり、その中で生き残っていくには、付加価値であったり希少価値であったり、そういうものを追求していく、その中で農家の経営を安定させていく、そういう方法を探らざるを得ないのではないかなと考えております。

その中で、特産品の開発というのは当然必要であります、本当の意味で農家経営のプラスになる、それがどういう作物であるか、どういう形態であるのか、それらについては、また、議論をしていきたいと考えております。

そのほかの部分については、それぞれ担当課長がお答えをいたします。

議長（森 正仁 君）

高木産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高木良男 君」登壇）

産業課長（高木良男 君）

それでは、勝山議員からの、先ほど村長からも答弁をいたしましたので若干ダブる部分もあるかと思いますが、観光関係で8点、農業関係で4点ということでよろしいでしょうか。

最初の、観光関係、「観光振興局」についてでございます。なぜ議会に説明がなかったのかというご指摘でございます。ご指摘のとおりでございます。これまでの経過、とりわけ途中経過については、議会の一般質問、それと全員協議会等々でご説明をさせていただいたつもりでございます。ただし、今般、2団体が11月1日の設立社員総会、2団体の決定によるものでありまして、そこでの正式な議案の決定後でないに公式にご説明差し上げることができないという状況でありましたので、それが11月1日以降ということになります。若干、議会に対して丁寧な説明が不足していたと認識をしております。

それと、2点目。村は社員かというご質問でございます。

今回の振興局は、設立時社員ということで村が三社の中に入っております。つまり、発起人という立場で入っておりますので、社員でございます。その場合、債務保証等々の関係はどうなるかというようなご心配・ご提案であろうかと思いますが、**「一般社団法人法」**の社員でありますから、法律上の責任は当然ながら発生をします。ましてや設立時の発起人でありまして、具体的には損害賠償については、連帯して責任を負いますが、例えば、一般社団法人が解散という形になった場合の債務については、社員は継承されません。その前段で、連帯責任契約でありますとか、そういったものが交わされていれば別ではあります、基本はそのようになります。

それと、各事業としては債務保証ありきで事業を進めるべきものではないという認識に立っ

ておりますので、債務保証の部分については、考えはございません。

それと、3点目。基金の関係であります。定款上、基金の拠出ができるとされておりますけれども、今現在、第1期、これは5月31日まででありまして、第2期、これが平成31年6月1日からになります。この中で基金の拠出について検討事項になろうかなと考えております。

4点目で、非常に公益性の高い事業、組織であるというようなご指摘でありました。具体的には、金・人・物といった支援はどのようにということでありまして、これまで観光関連事業者で進めてきた「観光地域づくり」を農業商工業の連携を強化して村全体を巻き込んだ形で展開していくという「観光地域づくり」でありますから、ご指摘のように非常に公益性の高い事業内容になろうかなと考えております。こういった「観光地域づくり」を目指す時にどのような支援を観光振興局として必要なのか、また、村としてどのような支援をしていくべきなのかについては、今後の議論になろうかと思っております。

次、産業連携のプラットフォームづくりについてのご質問でございました。

組織は、この11月1日設立で、未だ緒に就いたばかりでございます。住民の皆さんにも幅広く事業内容等を認知いただく中で、今後も多くの住民の皆さんとの関係性に重点を置きながら施策を展開していくべきだろうと思っておりますし、観光関係者だけでなく地域全体が集まるプラットフォームづくりがされていくものだと思っております。

次、6点目。DMOの関係のご質問でございました。

このDMOについては、準備が整い次第、国、観光庁の方に地域版DMOとしてその申請要件の第1段である「地域確立計画書」の申請を行う予定とされております。

7点目。宣伝事業から誘客事業へということで、事業内容を変えていかなければいけない問うようなお話でございました。

これまでの観光協会の事業は、基本的には継承していくこととされておりますけれども、宣伝事業はこれまで以上により効果的な手法を活用しての宣伝展開を講じていくことが必要です。旅行業法に基づく旅行事業についても外からのお客様を呼び込むことが重要になりますので、募集型の着地旅行商品の開発は当然していかなければなりません。また、姉妹都市・交流都市の企業等への企画受注型の旅行商品の提案もしていくこととなろうかと思っております。そういったものを通じながら観光交流人口の拡大を図っていくことが必要と考えております。

8点目、情報の一元化と配信については、先ほど村長の答弁のとおりであります。

今現在、木島平村をウェブ上でクリックしていただくと、「行政ページ」と「観光ページ」になっております。「観光ページ」の方をクリックしていただくと「めぐる木島平」の方に自然と画面が移り変わる形になっております。種々それぞれ改良を経過してきておりますけれども、例えば、非常に見やすい設定にするなど、住民の皆さんからも非常にアクセスのしやすい見たくなるような「めぐる木島平」のホームページの更新を考えております。

続いて、農業振興の関係で4点でございました。

1点目は、経営改善に取り組む農業者の作物導入、施設整備の支援ということですが、これについては、先ほどから答弁申し上げており、水稻農家を畑地と組み合わせながら複合経営体はどうやって転換を図っていくか、今、非常に大事な時期なのかなと認識をしております。その1つの手段として、白ネギ等々の新たな振興作物の研究をちょうど始めているところでございます。

次、家族経営農家、「小農」でよろしいでしょうか。再評価と支援という内容でございました。先般の国連の採択の話も若干ありましたけれども、11月22日に国連の第3委員会で「小農」を保護する、これは人権・人道委員会の第3委員会になりますので、そこでの採択のお話かと思っております。この採択、私も某農業新聞で拝読させていただきましたけれども、これについては、日本の国は「棄権」という態度を示されているということでございます。この「棄権」というのは、今、農林水産省が進める農業政策が、思い起こせば2007年頃に国の大きな農業政策

の転換がありました。これは、それまで全ての農家を保護してきた政策が担い手に集中した政策に変わってきたということでもあります。まさに品目横断的経営安定対策、これがそのものでございまして、それ以降、強い農業、攻めの農業、規模拡大、規制緩和、輸出拡大、こういった路線で今現在も農業政策が推進されているという状況であります。これに対する家族経営をどのように再評価をして支援をしていくかということになりますけれども、やはりこういう中山間地域でありますから、集落の維持という点からも兼業農家というのも非常に大事な部分だろうと思います。

今、国全体では116万人の農家がいるとされておまして、その約75%が兼業農家という数字のデータが出ております。村に関しては、今現在、669の農家があり、332戸については自給的農家、残り337戸は販売農家とされております。若干、販売農家の方が上回っている状況であります。農水省は、3反歩以上年間50万円以上の収入を販売農家の定義としております。ですが、兼業農家に支えられている私どもの地域でもございます。この中でやはり水田涵養、景観維持、こういった点から考えても兼業農家の皆さんが果たす役割は非常に大きいかなと思います。水路の維持管理ひとつとっても専業農家と兼業農家の方々が一緒になって水路管理をしているという状況を鑑みた時に、やはり兼業農家をしっかりと保護していく政策も必要なのではないかと思っております。そういった点からも産業としての農業、生活としての農業、それぞれこの2つをパッケージした政策展開をしていかなければいけないのだろうなという認識でおります。

それと、3点目の定年後の就農支援であります。

農業経済活性化のためには、やはりこういった定年農業者の取り入れ、活用、お手伝いをいただくという仕組みは大変重要なことと認識をしております。それは、耕作放棄地の防止であったり、担い手対策のサポートであったり、様々な場面でこれらは必要になってくるだろうと思っております。

今後も、村の農政としてサポート体制やら相談窓口の充実は欠かせないものという認識でおります。

それと、導入作物の検討は、先ほどの白ネギとかぶりますので、その他農業支援対策として、マーケティング機能の充実やセミナーの開催、それとリース事業等々のお話でありました。これらを含めて農業政策の大きな転換期にあると何度も申し上げておりますけれども、農業再生協議会の中でもこういった議論を深めていく時期が来ているのだろうという認識でおります。そんな内容で議論を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（森 正仁 君）

以上で、勝山 卓 君の質問は終わります。

（終了 午後2時20分）

議長（森 正仁 君）

1番 吉川 昭 君。

（「はい、議長。1番。」の声あり）

（1番 吉川 昭 議員 登壇）

1番 吉川 昭 議員

それでは、通告に基づきまして3つの質問をさせていただきます。

まず、1つ目でございます。「高原シャトル便の状況と展望について」お伺いいたします。

1つ目。バスのコース、利用者数、利用者の反応、運営者と経費などの状況はどうか。

2つ目。期待している効果と今後への展開はどのように考えておられるか。
その2点についてお伺いいたします。

議長（森 正仁 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、吉川議員の「高原シャトル便の状況と展望について」という質問であります。上信越高原国立公園の中でもカヤの平周辺は観光資源として大きな可能性を持つと考えております。利用者数の詳細等、細かい部分については担当課長が答弁をいたします。

議長（森 正仁 君）

高木産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高木良男 君」登壇）

産業課長（高木良男 君）

それでは、吉川議員からの「高原シャトル便の状況と展望について」ということで、詳細をご説明させていただきたいと思っております。

まず、1点目の「バスのコース、利用者数、利用者の反応、運営者と経費などの状況はどうか」というご質問でありました。

本年度のカヤの平・秋山郷高原シャトル便については、飯山市、栄村、本村で協議をし、一般社団法人信州いいやま観光局が運営主体で実施いたしました。

時期については、夏が7月14日から9月30日で飯山駅、道の駅ファームス木島平、観光交流センター、カヤの平、大瀬の滝、切明温泉、のよさの里、小赤沢温泉の往復で実運行日数が21日間でありました。150人の利用の状況でございます。

秋については10月6日から11月4日で、これは飯山駅、道の駅ファームス木島平、観光交流センター、カヤの平、のよさの里、栄村の前倉トド、信越さかえ、森宮野原駅から飯山駅までの週遊便であります。この期間の実運行日は11日間で116人の実績でございます。

本村への経済効果についてであります。それぞれの行程の中でオプションツアーA、これは大瀬の滝コース、それが12万6千円。それとオプションツアーB、これは北ドブ周辺の散策であります。こちらの方は5万1千円です。それぞれガイド料と食事代でございます。

利用者の反応といたしまして、いいやま観光局の聞き取り調査では、1点目としてオプションのトレッキングは、ガイド・昼食・料金ともに評判が良かったという感想があり、また、秋の紅葉ルートについては、JRびゅうへの委託販売が大変好評であった。その理由の一つとしてマイカーでは行きづらい観光地へのバスツアーであったことがあげられますということです。

予約方法についても、3日前までに申し込みをする必要がありますけれども、天候の具合もあるので前日まで対応して欲しいという意見や、バスへ添乗員を付けてほしいなどの意見がありました。また、運営主体のいいやま観光局からは、集客が期待できる期間に限定して運行しても良いのではないかという意見も頂戴をしております。

また、経費については、運行バス会社であります森宮交通株式会社への運行委託経費と運賃収入との差額について、当初から栄村と本村で負担することとしておりますが、当初予算も今

回計上させていただいております。結果論、非常に少ない負担での事業終了となる見込みでございます。

2点目、「期待している効果と今後への展開は」ということでございます。

今回の高原シャトル便の運行によりまして、観光協会、今現在は観光振興局であります、それを中心としたガイド等の受入れ体制の基礎を構築することができましたし、グリーンシーズンのアクティビティメニューの一つとして、新幹線利用だけではなく村内宿泊施設の利用と合わせた誘客戦略の可能性に大いに期待がされるところであります。

また、次年度以降に取り組みをいたします森林セラピーメニューの充実化を図る等他地域と差別化した旅行商品の造成も可能と考えております。

以上でございます。

議長（森 正仁 君）

吉川 昭 君。

（「はい」の声あり）

1番 吉川 昭 議員

それでは、再質問をさせていただきます。

経費の方は非常に少なく済みそうだというような話でございます。

利用者は、夏と秋とあるのですけれども、夏の場合は、1地番最初にカヤの平のシャトル便を始めた時と同じような形で、秋山の方まで伸びて、そこからまた戻ってくる形かと思えます。その場合のオプションツアーでただ今のような説明があったかと思えます。

秋の方はどうだったのかというのがちょっと疑問なのですけれども、秋は、一番の最寄り駅はJR飯山駅、新幹線の駅ということになると思えます。それで、ぐるっとカヤの平を通り、秋山、信越さかえを通過して、また飯山駅の方へと周遊で帰ってくるような形。この場合に、木島平にどのような効果があるのかということもちょっとお尋ねいたします。

それで、聞いた話によると秋のツアーというのは、秋山のためみたいな結果になっているのかなというのを感じておりまして、そのためとなると飯山駅発ではなく、湯沢の方からバスが出た方がという話も聞いています。

また、木島平にこのツアーの他にどんな形でお金が落ちるのか、その辺も考えておられるのか。実際、今、このツアーの他にどのような形で使っているのか、その辺もありましたらちょっとお伺いしたいところであります。

議長（森 正仁 君）

高木産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業課長「高木良男 君」登壇）

産業課長（高木良男 君）

それでは、吉川議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、夏の方のオプションツアーA・Bについては、夏のみでございます。当初、この高原シャトル便の諸々の構築の関係で申し上げますと、来年もう1年、試験的な状況を見ながら、毎年、年度ごとには総括をしながら、来年この事業としての全体的な総括をする予定であります。

今回、夏と秋という形で行いました。それぞれ需要動向を調査しながら、どのタイミングで一番人数を増やすのかというものも、今後検討の材料にしていかなければいけないと考えておりますし、どうしても秋山郷が目的地化されているという状況を鑑みながら、湯沢の方からのアクセスであれば、秋山郷の方も良いだろうというお話もあるというご指摘でありました。今回は信越自然郷という枠組みの中で取り組んでいる部分もありますので、飯山駅発という考え方、方策をとったわけであります。

栄村の方としましても、湯沢町を中心とした観光圏という枠組みにも入られておりますし、その判断は、どちらの判断もできるのだらうとは思いますが、今回については飯山駅周遊ということを念頭に、当初計画からそれぞれ取り組みを進めてきているということでありますので、お願いしたいと思っております。

また、今後の動向については、やはり今回の状況を詳細に検討しながら、今後の展開を決定していかなければいけないという認識であります。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

吉川 昭 君。

（「はい」の声あり）

1番 吉川 昭 議員

それでは、再々質問をさせていただきます。

ガイドについて、来年はどんな体制をとる予定でおられるのかということと、カヤの平で、そういったツアーという形でガイド料が入るといふのがあるかと思うのですが、その他にカヤの平なり木島平へ、例えば、お土産とかそういったもので何か考えがあるのか、そういった点もお伺いしたいと思っております。

議長（森 正仁 君）

高木産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高木良男 君」登壇）

産業課長（高木良男 君）

再々質問についてお答えしたいと思います。

まず、ガイドの関係であります。今回のツアーについては、前年度からガイド対応の話が大まか決定をしておりました。それは、木島平自然学校という組織がございます。これは、今現在の観光振興局の会員が主催をする組合であります。今年についてはその組合を中心にガイドを集めていただき、対応してまいったというところであります。

今回、観光振興局の設立に伴いまして、正式な局としての村を代表する山岳ガイドだけではなくて、こういった地域のガイドもするガイド組織の設立というのも目標に掲げておりますので、次年度以降はそういったガイド組織とも融合を図りながら進めていくことになろうかと思っております。

それと、先ほどのご質問の中で、なぜ飯山駅なのか、湯沢なのかというお話がございましたけれども、今回は先ほどの感想の中でもありましたとおり、JRのびゅう商品としての評価が非常に高いということもありましたので、例えば、長野駅発、東京駅発、JRびゅうという商品と飯山駅とのアクセス、こういった点からも非常に有効な手段であったかなと思っております。

いずれにしても、湯沢からにしろ、飯山駅からにしろ、カヤの平という部分の露出をしっかりと高めていくということが最終的な目標になりますし、もっと言えばカヤの平をPRすることによって村の地域経済がどのように潤っていくかということが最大の関心事であり、テーマであろうかと思っております。今現在は、お金が落ちる仕組み、経済が活性化する仕組みという部分については、今回のガイドツアー、それとカヤの平ログジを中心として昼食提供のみに納まっておりますけれども、例えば、今回のチケットの販売も道の駅ファームス木島平でも販売受託をしておりましたし、そういったところで地域全体の中でお金が落ちる仕組みの基礎となる仕掛けのスタートはできたのかなと思っております。そういうツアーの行程の中でお金が落ちる仕組みをどのように構築していくかということについては今後も大きなテーマだと認識しておりますので、研究してまいりたいと思っております。

議長（森 正仁 君）

吉川 昭 君。

（「はい」の声あり）

1 番 吉川 昭 議員

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

「北信地域振興局提案のツアーについて」ということで質問いたします。

先日の新聞に第2弾のツアーで郷の家を利用したという記事がありました。

1つ目として、これはどのようなツアーが企画され、どこで運営をしているか。

2つ目。第2弾、その郷の家を使用した時の状況はどうであったか。

3つ目としまして、今後への期待はということでお伺いいたします。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、「北信地域振興局提案のツアーについて」のご質問であります。今、県では、地域振興局が広域的な課題に主体的に取り組むとしております。この事業もその一環であります。

詳細については、担当課長がお答えいたします。

議長（森 正仁 君）

高木産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業課長「高木良男 君」登壇）

産業課長（高木良男 君）

それでは、2点目の「北信地域振興局提案のツアーについて」とのご質問でありました。

どのようなツアーを企画され、どこで運営しているか等についてのご質問であります。

北信地域振興局が、産業体験ツアーとして一般社団法人信州いやま観光局にモニターツアーとして委託したツアーでございます。

11月18日に「飯山駅発着/日帰りバスツアー金紋錦とmy 枡カップでおとなたび」との内容で実施をされたものであります。参加者は飯山駅に集合し、飯山仏壇の職人指導のもと伝統

工芸の“釘を一切使わずに宮殿を作る技法”を取り入れて「木組み」で作る枡カップを作り、郷の家で田舎料理と日本酒を味わうという趣旨で実施をされたツアーでございます。

いいやま観光局からは郷の家での料理の手配と金紋錦で作られた日本酒の手配とその紹介について、観光振興局で受託をしたものでございます。

参加総数は26名のツアーでございました。

第2弾の状況はどうであったかというご質問であります。

今回はモニターツアーということでありまして、比較的に参加者は関係者が多い状況でございました。

農の村木島平村を感じていただく場所として、本村の郷の家を活用いただいたこと、それとその料理への評価は非常に高い評価をいただいたところでもあります。多くの参加者からも今後の旅行商品のアイテムとして郷の家を活用したいという要望が多く聞かれたところがございます。

3点目。今後への期待であります。

郷の家の利活用の点では、旅行商品需要としてはかなり高い需要があるものと思われま

す。観光振興局の手配業務としても成り立つという可能性もありますし、食材供給等村内経済にも効果が出てくると思います。

ただ、郷の家は現在、施設改修等も含めて検討課題とされている状況でもありますので、その際の検討の資料にはしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（森 正仁 君）

吉川 昭 君。

（「はい」の声あり）

1番 吉川 昭 議員

それでは、再質問させていただきます。

先ほどの1点目の高原シャトル便も割と広域の部分があると思います。また、今回のものも広域の部分があるツアーだろうとは感じております。

これは、逆によその企画でも木島平に非常に効果があるのではないかと感じた次第なのですが、郷の家については、ただ今、議会の中でもそうですし、存続についてもいろいろな意見が出ております。

そんな中で馬曲温泉も掘削の検査をしている。建て替えの計画もそれによってはあり得ると。そんなような中で私は、非常に郷の家みたいなものがあつた方が観光資源としては木島平にない中では非常に重要な位置を占めるのではないかなと思っております。

これが地域振興局で行われたツアーでございますけれども、こういったのを村の中でも独自に、伝統工芸の方を見るとかというのは単独ではできないと思います。非常に良いツアーではないかなと感じております。

郷の家の方も、すぐ隣にある土蔵もあるのですが、それも壊れかけているような状況でおります。それも非常に重要な資源だと思いますので、その先を見越した中では、それを維持していくというのも非常に重要ではないかと思うのですが、村としての考えとしてその辺について、議会へではなくて、村としてはどのように考えているのか、その辺を改めてお伺いをしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日碁正博 君」登壇)

村長(日碁正博 君)

郷の家の存続については、まだ結論を出しておりません。これまでもいろんな機会を通じて活用方法を探っているところでもあります。特に屋根の改修費用の見積もりであるとか、それからまた先ほど話がありました土蔵の活用であるとか、施設の維持管理上の課題もありますが、村の資源として活用できるかどうか、その辺は十分に検討し、そしてまた皆さんのご意見等議論をする中で最終的な判断をしていきたいと考えております。

議長(森 正仁 君)

吉川 昭 君。

(「はい」の声あり)

1番 吉川 昭 議員

それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。

「農業と観光の村」と言われていますけれども、それに対する村長の考え方についてお伺いいたします。

現状、スキー場のリフトもそうですし、いろいろなものが老朽化していることも事実であります。そういった厳しい状況の中で、1つ目としましては、全体的なビジョンについて、村長の考えはどのようであるかということ。

2つ目としましては、事業、投資になるかと思えますけれども、それについての波及効果についての考え。

3つ目としましては、事業費、これも投資でありますけれども、そういった費用の効果、また回収はどんなものが回収となるのかについての考えをお伺いしたいと思います。

議長(森 正仁 君)

日碁村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日碁正博 君」登壇)

村長(日碁正博 君)

それでは、「農業と観光の村」に対する村長の考えはというご質問ではありますが、質問にもありましたとおり、村の中でも公共施設の老朽化、それに関わる改修、そしてまた維持費の増高はこれからも懸念される場所でもあります。

最初に全体的なビジョンではありますが、従来から申し上げておりますとおり、この村は農業と観光を柱として、更に商工業などが一体となって村の経済を支えていると認識をしております。

特に農業と観光については、村の中ではほぼ一体的なものと捉えています。それは、まず人的な関係で言えば、春から秋にかけて農業に従事した方が冬はスキーを中心とした観光産業の担い手になっていること、そしてまた自然豊かな農村風景そのものが観光資源であること、また、米や農産物が観光客をもてなす資源であることなど様々な理由があります。しかし、これまでは農業と観光との経済的な連携が不十分だったと感じております。個々の経営体の育成と同時に、様々な産業が連携を深めることによって相乗効果で振興を図っていく必要があると考えております。

農業と観光面で言えば、まず、村を訪れる人を多くする、農産物、特産品を含めてあらゆる木島平の商品をより多くの皆さんに手に取ってもらう、そういう必要があるわけであり、村を訪れた皆さんが喜んでサービスの対価としてお金を使い、それが観光だけでなく農業を始め他の産業にも波及することが必要と考えます。自分で育てた作物を自分で加工し、自分で販売する、いわゆる6次産業の育成も必要ですが、作物を作る人、加工する人、販売する人が、それぞれの持ち味や能力、経験を活かして連携していくことも必要と考えます。そこで、今年立ち上げました観光振興局では、観光から農業や商工業などへの経済的な効果をもたらす仕組み作りをしていきたいと考えております。これはもちろん、観光振興局だけではなく、村も関わっていくわけであり、

次に事業と波及効果についてであります、事業費の効果回収とも絡んでいきますので、併せて答弁をさせていただきます。

自治体は行政を行う組織であります。産業面で言えば、あくまでも住民の経済活動を支援する立場であります。村が行った投資を村が直接回収することはできません。回収するのは、民間、つまり村民であります。村が行うのは条件整備であったり助成などの支援だったりします。例えば、道路改良で言えば、その費用を利用料で回収するわけではありません。様々な人が経済活動に利用して、結果として税収として返ってくるということになります。そのために、限りある財源をかに効果的に使うか、投資するかは重要な問題であります。

ご質問の内容で言えば、最も波及効果があり、投資効果があるのは、農業に投資したものが農家だけの利益ではなく、観光業や商工業にも及ぶ、またはその逆もあるという形態だと思います。

ご質問の趣旨とは離れますが、例えば、今年行ったリフォーム補助金は、補助を受けるのはリフォームを行った家ですが、効果は村内事業者に及びます。また、遊休荒廃農地は農業面の課題ですが、農地という面では資源であります。現在は、主にソバの作付けを行っておりますが、景観や特産品ということであれば観光資源にもなりますし、加工や販売では商工資源でもあります。すでに村内では漬物加工がそれに近い仕組みで成り立っています。まだ、十分効果を上げているとは言えませんが、新たな資源の発掘も含めて積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

また、それぞれの産業分野で村内に意欲ある経営体の育成と支援が必要であります、最近では、農業も観光も広域化しています。そのため他の自治体とも資源を共有しながら連携して広く波及効果を求めていく必要もあると考えます。

いずれにしても、投資がより多く村民の皆さんに、そしてより多く還元される仕組みを作り上げていきたいと考えております。

議長（森 正仁 君）

吉川 昭 君。

（「はい」の声あり）

1番 吉川 昭 議員

それでは、再質問をさせていただきます。

観光でいっぱい来ていただくということで、スキー場に例えますとリフトの売り上げであるとか、宿泊の売り上げであるとか、食堂に入って何か食べていただいた時の代金であるとか、あとお土産を帰りに買っていただく時のそういうのが収入になってくるかと思えます。他にもまだまだいろいろあるかと思えますが、それをどうやったら増やせるかといったら、単純にはお客さんが来ていただければそれで増えるということですが、そのお土産となる部分についてちょっと考えてみた場合に、特産品でありますとかそういったのはいろいろと話は出

ております。それはどんなものがあるのか、どうやったら増やせるのか、その辺のものは先ほどから白ネギの話ですとか、そういったものも出ております。6次産業の話も出ていますのですけれども、どうやったらその品目を増やせるのか。それについてちょっと再質問させていただきます。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

特には特産品、木島平の農産物を使った特産品の振興というのは、本当に長い間の課題でもあります。そんな中、金紋錦を使ったお酒、村内には残念ながら酒蔵はありませんが、その金紋錦の評価が高まってきているというのは非常にありがたい話でもあります。

それからまた、最近進めておりますソバについても遊休荒廃地を使って、それも直に農家の皆さんに還元されるという仕組みには現在なっておりませんが、やはりソバを目当てに木島平へ来ていただく、そういう人を増やす、そういうことも考えていかなければならないと思います。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたが、村を訪れた皆さんがより多く村の農産物、そして特産品を手にとってもらう、その仕組みづくりというのはまだまだこれから課題がたくさんあるわけでありまして。

これまで、いくつか特産品ということで取り組みをしてまいりましたが、正直言ってなかなか上手くいっていない、それが実感であります。ただし、何もしなければ何も前に進まないわけでありまして、村だけではなくて、村民の皆さんにもそういうような取り組みをぜひしていただきたい、そのための助成制度とも動いておりますので、ぜひこういう機会を通じてPRをしながら推進をしていきたいと考えております。

議長（森 正仁 君）

吉川 昭 君。

（「はい」の声あり）

1番 吉川 昭 議員

再々質問をさせていただきます。

ずっとそういったことで考えてられるというのが何年も続いているのではないかなと思います。民間なり個人に全て任せて補助という形で補助を出されたり、いろいろしたりしているのですけれども、村が、例えば、こういう展開でどういったものを作ろうというそういったものもないことも感じられますし、そういった部署も今となっては無いわけです。そういった人もいないと思います。それは、常駐しなくても、例えば、何かの作物を作る時にそういった人をその時だけ来て指導していただくという方法もあるかとは思いますが、そういうねぎの話も出ていますけれども、品目をどんどん増やしていくというようなものがあまり感じられないかなというのが実感です。

それと、6次産業、加工品ではここ何年かでは何ができているのかなというのと、やはりここで会社名を出してはまずいかもかもしれませんが、農村圏がありますけれども、あそこが結果的には一番実績を上げているのだろうなと思います。ですが、それは販売が村内のところにあまりなかったりもするわけです。誰ではダメとかいうのをやっている結局はとにかく品目をどうにかいっぱい集めて、そういった方法で持って行かないとなかなか増えていかないだろうなと。

それは農産物もそうですし、加工品もそうだと思います。それが営利なり売上、ひいては税収に、設備投資しましたら、またそういった部分、あと利益に対してはまた税収になってくるわけですから、そういったものを隔たりなく進めていかないと上手くいかないのではないかなということを感じております。

とにかく、どうやったら上手くいくかというのはおのずと結論が出ているのだらうと思えますけれども、そういった品目を増やす努力でありますとか、そういったのを、着実にビジョンを持って進めていく必要があると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それについては、おっしゃるとおりかなと思います。

ただ、以前も村が関わって特産品を開発し商品化したものがいくつかあるわけではありますが、必ずしも上手くいくとは限らないと思います。むしろ行政がかかわるよりもやはり民間と言うか村民の皆さんが立ち上げるのが一番良いのだらうと思います。

以前、特産品開発ということで私が関わった頃、民間会社は何社か回らせていただきました。その時に言われたのが行政でいくら特産品を考えても無理だよと。民間では1年間に100・200の商品開発を行って、そのうち3年後に残っているのが1つあれば良い方だと。それだけの投資効果だと考えてほしいと言われました。民間だから良いというわけではなくて、行政サイドで考えるにはやはり限界があるのだらうと思います。ですから、先ほどありました村内の農村木島平が特産品開発を進めている、それについて村とすれば村内の企業としてまた支援をしていけるのだらうと思いますし、そういう動きがこれからますます増えてくることを期待しております。そのための条件整備、先ほども申し上げましたが、条件整備であったり、支援体制であったり、村の方でしっかりやっていきたいと考えております。

議長（森 正仁 君）

以上で、吉川 昭 君の質問は終わります。

（終了 午後3時04分）

議長（森 正仁 君）

9番 萩原由一 君。

（「はい、議長。9番。」の声あり）
（9番 萩原由一 議員 登壇）

9番 萩原由一 議員

それでは、通告に基づきまして私から1点の質問をさせていただきます。

「村職員の定年について」であります。

村職員の定年は条例によって決められて、また、村関連施設の定年も同様となっています。定年後は再任用、嘱託、臨時等で働く方法があると思うが、一方、国の方では働き方改革や定年を段階的に引き上げる等いろいろ議論されているが、村としてどのように考えているか、お伺いします。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、「村職員の定年について」であります。人事院は本年度、国家公務員の定年を60歳から65歳に段階的に引き上げるようにと国会と内閣に申入れを行いました。これを受けて政府では、2021年度から3年ごとに定年を1年ずつ上げて、2033年度に定年を65歳にする方向で検討をされるとされています。

村職員の定年は、職員の定年等に関する条例で60歳と定めております。

定年の延長については、国、県の動向に十分注意しながら検討をしていきたいと考えておりますが、定年が延長になるまでの間、再任用制度による人材確保と、そしてまた村も村内の就業の場の一つでありますので、新規採用を計画的に行うことにより人材の確保の両面を考えております。

議長（森 正仁 君）

萩原由一 君。

（「はい。」の声あり）

9番 萩原由一 議員

再任用と新規採用を計画的に行い、人材を確保との答弁だが、60歳という年齢は個人的にもあると思いますけれども、身体能力や記憶力等でだいぶ差が出てくると思います。

再任用による人材の確保は大切だと思うが、ある程度の人選が必要かと考え。村の関連施設も含め、再任用をお願いする基準は何かお伺いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

ちょっと微妙な質問であります。やはり適材適所ということ、それからまた先ほども申し上げましたとおり、村の大きな雇用の場であると、その辺の両面からその都度検討していきたいと考えております。

議長（森 正仁 君）

以上で、萩原由一 君の質問は終わります。

（終了 午後 3時08分）

議長（森 正仁 君）

以上で本日の日程は終了しました。

本日は、これで散会といたします。

ご苦勞様でした。

（散会 午後 3時08分）

平成30年12月第4回 木島平村議会定例会
《第3日目 12月14日 午後3時30分 開議》

議長（森 正仁 君）

本日の会議は、諸般の都合により、午後3時30分に繰り下げて開くことにします。

ただいまの出席議員は9人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1、議案第71号「平成30年度木島平村一般会計補正予算第6号について」の件から、日程第7、議案第77号「平成30年度木島平村水道事業会計補正予算第2号について」の件まで、以上、予算案件7件を一括議題とします。

なお、以降、議案等の「木島平村」及び「平成30年度」の部分については、省略させていただきますので、ご了承願います。

本案については、先に予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、江田宏子 さん。

（「はい、議長。」の声あり）

（予算決算常任委員長「江田宏子 さん」登壇）

予算決算常任委員長（江田宏子 さん）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第71号、平成30年度木島平村一般会計補正予算第6号について。

以下、「平成30年度木島平村」は省略させていただきます。

議案第72号、後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について。

議案第73号、国民健康保険特別会計補正予算第2号について。

議案第74号、介護保険特別会計補正予算第3号について。

議案第75号、下水道特別会計補正予算第2号について。

議案第76号、高社簡易水道特別会計補正予算第3号について。

議案第77号、水道事業会計補正予算第2号について。

いずれも審査の結果、原案可決です。

なお、審査意見が2点まとまりましたので、ご報告申し上げます。

1つ、村営住宅等の管理にあたり、本来入居者の責任による案件を村が負担しないよう、入居者との責任分担を明確にされたい。

1つ、農の拠点施設の修繕費が計上されているが、老朽施設の修繕は、長期的な展望をもって計画されたい。また、使われていない加工施設も良好な管理のもと、活用を推進されたい。

以上です。

議長（森 正仁 君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(討論なし)

議長(森 正仁 君)

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認め、これから採決をします。
日程第1、議案第71号「一般会計補正予算第6号について」の件を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。
本案は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(森 正仁 君)

起立全員です。

従って、日程第1、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第72号「後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について」の件から、日程第7、議案第77号「水道事業会計補正予算第2号について」の件まで、以上、予算案件6件について、一括採決をします。

本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第2、議案第72号から、日程第7、議案第77号までの予算案件6件は、原案のとおり可決されました。

この際、日程第8、陳情第5号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情について」の件から、日程第10、陳情第7号「消費税増税の中止を求める陳情について」の件まで、陳情3件を一括議題とします。

この陳情3件については、先に民生文教常任委員会及び総務産業常任委員会に付託してありますので、各委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長 土屋喜久夫 君。

(「はい、議長。」の声あり)

(民生文教常任委員長「土屋喜久夫 君」登壇)

民生文教常任委員長(土屋喜久夫 君)

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第94条第1項により報告します。

陳情5、「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情」。審査の結果、採択であります。

議長（森 正仁 君）

総務産業常任委員長 江田宏子 さん。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務産業常任委員長「江田宏子 さん」登壇）

総務産業常任委員長（江田宏子 さん）

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第94条第1項により報告します。

陳情6、「太陽光発電施設設置に関する陳情」。

陳情7、「消費税増税の中止を求める陳情」。

審査の結果、いずれも採択です。

なお、「太陽光発電施設設置に関する陳情」について一言申し上げます。

この「太陽光発電施設設置に関する陳情」については、自立型の事業用ソーラーパネルの設置を懸念する周辺受民の方々からの声です。今後、観光資源としての景観や周辺住民の生活を守るため、設置業者等による事前の住民説明会開催等の義務付けや条例等の整備を求めるものです。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

質疑を許します。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はありますか。

（討論なし）

議長（森 正仁 君）

討論がないようですので、これより採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

お諮りします。

陳情第5号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情について」。

この陳情の委員会報告は「採択」です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

陳情第6号「太陽光発電施設設置に関する陳情について」。

この陳情の委員長報告は「採択」です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

陳情第7号「消費税増税の中止を求める陳情について」。

この陳情の委員長報告は「採択」です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、以上陳情3件は、委員長報告のとおり「採択」とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま、別紙「追加議案表」のとおり、15件の議題が提出されました。

これを、日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、「追加日程第1から追加日程第15まで」とし、議題とすることに決定しました。

この際、追加日程第1、議案第78号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」の件から追加日程第7、議案第84号「水道事業会計補正予算第3号について」の件まで、以上、条例案件3件、予算案件4件、合わせて7件を一括議題とします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

日碁村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日碁正博 君」登壇)

村長(日碁正博 君)

それでは、追加議案につきまして提案説明をさせていただきます。

最初に議案第78号であります、「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」であります。

平成30年の人事院勧告による特別職、国家公務員の給与法改正による改正であります。

第1条は、期末手当の支給率について、12月支給分の率を「100分の172.5」から「100分の177.5」に、100分の5引き上げる改正であります。

この規定は、平成30年4月1日からの適用になります。

第2条につきましては、引き上げとなる「100分の5」について、平成31年度分からの支給率は、6月と12月に分けてそれぞれ「100分の2.5」引き上げる改正であります。この規定は、平成31年4月1日から施行となります。

次に、議案第79号「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正」であります。これにつきましては、議案第78号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正する条例と同様の改正であります。

次に議案第80号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」であります。

平成30年の人事院勧告による一般職、国家公務員の給与法改正による改正であります。

この改正におきましては、給料表及び勤務手当の支給率の改正等が行われました。

第1条、12月の勤勉手当について、勤勉手当基礎額に乗ずる率が「100分の90」から

「100分の95」に、特定幹部職員については「100分の110」を「100分の115」にそれぞれ「100分の5」引き上げる改正がなされたものであります。併せて再任用職員の支給率も「100分の5」引き上げる改正となります。

給料表は別紙、別表第1のとおりで平均改定率は0.2%の増となっております。

この規定は、平成30年4月1日から適用となります。

第2条につきましては、引き上げとなる勤勉手当「100分の5」について、平成31年度分の支給率からは、6月と12月に分けて「100分の2.5」引き上げる改正であります。

この規定は、平成31年4月1日から施行となります。

次に、これに係る補正予算であります。議案第81号「平成30年度木島平村一般会計補正予算第7号」であります。

歳入歳出にそれぞれ34万9千円を追加し、総額を35億3,053万2千円とする補正予算であります。

主な内容は人事院勧告に伴う給与等の改定分を増額し、人件費全体の調整を行いました。歳入は地方交付税を見込みました。

次に、議案第82号「平成30年度木島平村国民健康保険特別会計補正予算第3号」であります。

歳入歳出にそれぞれ2万7千円を追加し、総額を5億3,967万円とする補正予算であります。

歳出は、人事院勧告に伴う給与等の改定分であります。歳入の財源は、一般会計繰入金であります。

次に、議案第83号「平成30年度木島平村介護保険特別会計補正予算第4号」であります。歳入歳出にそれぞれ22万7千円を追加し、総額を5億7,472万4千円とする補正予算であります。

歳出は、人事院勧告に伴う給与等の改定分であります。歳入の財源は、国・県からの地域支援事業交付金と一般会計繰入金であります。

次に、議案第84号「平成30年度木島平村水道事業会計補正予算第3号」であります。

水道事業費用に係る支出額を20万8千円増額する補正予算であります。

内容は、人事院勧告に伴う給与等の改定分であります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（森 正仁 君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第78号から議案第84号までの7件の議案について、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（森 正仁 君）

起立全員です。

従って、議案第78号から議案第84号までの7件の議案について、委員会の付託を省略す

ることは、可決されました。
これから討論を行います。
討論はありますか。

(討論なし)

議長(森 正仁 君)

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。
議案第78号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。
議案第79号「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について」の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。
議案第80号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」の件を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。
議案第81号「一般会計補正予算第7号について」の件を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。
議案第82号「国民健康保険特別会計補正第3号について」の件を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。
議案第83号「介護保険特別会計補正予算第4号について」の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

議案第84号「水道事業会計補正予算第3号について」の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、7件の議案は原案のとおり「可決」しました。

追加日程第8、同意第8号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

日碁村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日碁正博 君」登壇)

村長(日碁正博 君)

それでは、同意案件であります。同意第8号「木島平村固定資産評価審査委員会委員の選任」について同意を求めるものであります。

任期満了となります「木島平村固定資産評価審査委員会委員の選任」について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

氏名は、清水洋一、再任であります。

任期は同意をいただいた時には、平成30年12月18日から3年間であります。

ご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

議長(森 正仁 君)

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長(森 正仁 君)

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております追加日程第8、同意第8号について、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、追加議案第8、同意第8号について委員会の付託を省略することは、可決されました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(討論なし)

議長(森 正仁 君)

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。
この採決は、「起立」によって行います。
お諮りします。
本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。
(全員起立)

議長(森 正仁 君)

起立全員です。
従って、追加日程第8、同意第8号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。
追加日程第9、同意第9号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題とします。
朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。
日基村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

それでは、同意第9号「木島平村教育委員会委員の任命」につき同意を求めるものであります。
任期満了となります「木島平村教育委員会委員の任命」について、地方教育行政組織の運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。
氏名は、佐藤小百合。
任期は、同意をいただいた時には、平成30年12月25日から4年間であります。
ご審議のうえ、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長(森 正仁 君)

これから質疑を行います。質疑はありますか。
(質疑なし)

議長(森 正仁 君)

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。
ただ今議題となっています追加日程第9、同意第9号について、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。
本案は、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

従って、追加議案第9、同意第9号について委員会の付託を省略することは、可決されました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

この採決は、「起立」によって行います。

お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（森 正仁 君）

起立全員です。

従って、追加日程第9、同意第9号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

追加日程第10、発議第5号「消費税増税の中止を求める意見書について」の件から、追加日程第11、発議第6号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書について」の件まで、以上発議2件を一括議題とします。

朗読を省略し、本案について提案者の説明を求めます。

7番 江田宏子 さん。

（「はい、議長。」の声あり）

（7番 江田宏子 議員 登壇）

7番 江田宏子 議員

発議第5号「消費税増税の中止を求める意見書」について、上記の議案を、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

消費税増税の中止を求める意見書。

趣旨の抜粋を朗読し提案理由の説明に代えさせていただきます。

政府は、2019年から消費税を10%に増税すると表明しています。しかし、今でさえ消費不況が続く貧困と格差が拡大しています。ここで増税を強行するならば、さらなる深刻な状況をもたらす国民の生活がいつそう困難に陥ることは必至です。

今回政府は様々な対策を打ち出していますが、これらは業者・自治体や国民生活を混乱させるだけの矛盾したものです。消費税増税を中止することこそが最大の景気対策です。

以上、要請項目として、消費税の10%引き上げは中止することを求め、国へ意見書を提出します。

以上です。

議長（森 正仁 君）

4番 土屋喜久夫 君。

（「はい、議長。」の声あり）
（4番 土屋喜久夫 議員 登壇）

4番 土屋喜久夫 議員

発議6号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」について、上記の議案を、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員的大幅増員・夜勤改善をはかる対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。

1日且つ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規則や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。

夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。

患者・利用者の負担軽減をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

質疑を許します。

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

ただ今議題となっております発議第5号から発議第6号までの発議2件について、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することについて、採決します。

本案は、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、発議第5号から発議第6号までの発議2件について、委員会付託を省略することは、可決されました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

発議第5号「消費税増税の中止を求める意見書について」の件を採択します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

発議第6号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書について」の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

したがって、発議2件は原案のとおり「可決」しました。

追加日程第12、「閉会中の継続調査の申し出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本件について総務産業常任委員長の説明を求めます。

総務産業常任委員長 江田宏子 さん。

(「はい、議長。」の声あり)

(総務産業常任委員長「江田宏子 さん」登壇)

総務産業常任委員長(江田宏子 さん)

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

- 1、申出委員会、総務産業常任委員会。
- 2、調査申出事件、課題等に関する事項。

以上です。

議長(森 正仁 君)

お諮りします。

総務産業常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第13、「閉会中の継続調査の申し出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本件について民生文教常任委員長の説明を求めます。

民生文教常任委員長 土屋喜久夫 君。

(「はい、議長。」の声あり)

(民生文教常任委員長「土屋喜久夫 君」登壇)

民生文教常任委員長（土屋喜久夫 君）

閉会中の継続調査の申し出について。
次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。
申出委員会、民生文教常任委員会。
調査申出事件、課題等に関する事項。
以上であります。

議長（森 正仁 君）

お諮りします。
民生文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
追加日程第14、「閉会中の継続調査の申し出について」の件を、議題とします。
朗読を省略し、本件について議会運営委員長の説明を求めます。
議会運営委員長 土屋喜久夫 君。

(「はい、議長。」の声あり)
(議会運営委員長「土屋喜久夫 君」登壇)

議会運営委員長（土屋喜久夫 君）

閉会中の継続調査の申し出について。
次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。
申出委員会、議会運営委員会。
調査申出事件、臨時会及び次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項。
以上であります。

議長（森 正仁 君）

お諮りします。
議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
追加日程第15、「閉会中の議会活動について」の件を議題とします。
職員に議題を朗読させます。
局長。

(「はい、議長。」の声あり)
(議会事務局長「土屋博昭 君」登壇)

議会事務局長（土屋博昭 君）

閉会中の議会活動について。

次期定例会までにおける閉会中の議会活動は、下記のとおりとする。

- 1、平成30年12月21日開催、国道403号木島平村地区の維持管理に関する長野県建設部長要望活動への出席。
 - 2、議会だよりの発行に伴う編集委員会の開催。
 - 3、特に重要な事件等が発生したときの調査等。
- 以上です。

議長（森 正仁 君）

お諮りします。この件を、閉会中の議会活動とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

従って、この件を、閉会中の議会活動とすることに、決定しました。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

ここで、村長から発言を求められましたので、これを許します。

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

第4回目の定例会ということで、長期間にわたりまして慎重なご審議をいただき、そしてまた、提出した案件についてご承認いただきまして深く感謝申し上げます。

今年は平成最後の年末年始ということで、また来年に向けていろいろな取り組みをしていかなければならないわけでありますが、村では冬場のスキー観光というものは重要な産業であります。

ようやく冬めいた日となってまいりましたが、この気候がもう少し続いて賑やかな年末年始になることを願っております。

議員各位にもいろいろな面で村政の発展についてご支援ご協力をお願いし、閉会に際しての挨拶にさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（森 正仁 君）

本日ここに、平成30年12月第4回木島平村議会定例会を閉会するにあたり、一言、ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、11月30日から本日まで、15日間の会期で開会されました。

成立をみた各議案につきましては、審議の過程で出された意見を十分に尊重されますようお願い申し上げます。

迎えます新年、平成31年が、木島平村並びに村民の皆様にとりまして、災害のない、実り多き、良い年となることをご祈念申し上げます。

以上をもちまして、平成30年12月第4回木島平村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

（閉会 午後 4時07分）